

中華人民共和国刑事訴訟法（改正）

2013年1月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所 知識産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

中華人民共和國刑事訴訟法（主席令第 55 号）

（1979 年 7 月 1 日第 5 期全国人民代表大会第 2 回会議採択
1996 年 3 月 17 日第 8 期全国人民代表大会第 4 回会議の『「中華人民共和國刑事訴訟法」
の改正に関する決定』により 1 回目の改正
2012 年 3 月 14 日第 11 期全国人民代表大会第 5 回会議の『「中華人民共和國刑事訴訟法」
の改正に関する決定』により 2 回目の改正）

中華人民共和國主席令第 55 号

『全国人民代表大会、「中華人民共和國刑事訴訟法」の改正に関する決定』は中華人民共
和国第 11 期全国人民代表大会第 5 回会議において 2012 年 3 月 14 日に採択され、ここに
公布し、2013 年 1 月 1 日より施行する。

目次

第一編 総則

- 第一章 任務及び基本原則
- 第二章 管轄
- 第三章 忌避
- 第四章 弁護及び代理
- 第五章 証拠
- 第六章 強制措置
- 第七章 附帯民事訴訟
- 第八章 期間及び送達
- 第九章 その他の規定

第二編 事件の立件、捜査及び公訴の提起

- 第一章 事件の立件
- 第二章 捜査
 - 第一節 一般規定
 - 第二節 被疑者の取調べ
 - 第三節 証人尋問
 - 第四節 検証及び身体検査
 - 第五節 捜索
 - 第六節 物証及び書証の封印、差押え
 - 第七節 鑑定
 - 第八節 技術的捜査措置
 - 第九節 指名手配
 - 第十節 捜査の終結
 - 第十一節 人民検察院が直接受理する事件の捜査
- 第三章 公訴の提起

第三編 裁判

- 第一章 裁判組織
- 第二章 第一審手続
 - 第一節 公訴事件
 - 第二節 自訴事件

第三節 簡易手続
第三章 第二審手続
第四章 死刑再審手続
第五章 裁判監督手続

第四編 執行

第五編 特別手続

第一章 未成年者の刑事事件訴訟手続
第二章 当事者が和解した公訴事件の訴訟手続
第三章 被疑者又は被告人の逃亡及び死亡事件における当該者の不法な所得の没収手続
第四章 刑事責任のない精神上の障害を持つ者に対する法により強制的医療手続

附則

第一編 総則

第一章 任務及び基本原則

第一条 刑法を正しく適用することを保障し、犯罪を処罰し、人民を保護し、国家の安全及び社会公共の安全を保障し、社会主義の社会秩序を維持するために、憲法に基づいてこの法律を制定する。

第二条 中華人民共和国刑事訴訟法の任務は、犯罪事実を的確、且つ速やかに調査の上明らかにし、法律を正しく適用して、罪を犯した者を処罰することを保障し、罪のない者が刑事訴追を受けることのないよう保障し、また公民が自覚的に法律を遵守し、積極的に犯行と戦うよう教育し、社会主義法制を守ることによって、公民の人身の権利、財産の権利、民主的権利その他の権利を保護し、社会主義建設事業の順調な進展を保障することである。

第三条 刑事事件の捜査、勾留¹、逮捕²の執行及び予備審査は、公安機関が責任を負う。検察、逮捕の許可、検察機関の直接に受理する事件の捜査及び公訴の提起は、人民検察院が責任を負う。裁判は、人民法院が責任を負う。法律に特別の規定がある場合を除いて、その他のいかなる機関、団体及び個人もこれらの権力を行使する権限を持たない。

2 人民法院、人民検察院及び公安機関は、刑事訴訟を行うに当たって、この法律その他の法律の関係規定を厳格に遵守しなければならない。

第四条 国家安全機関は、法律の規定により国家の安全を脅かす事件を扱い、公安機関と同様な職務権限を行使する。

第五条 人民法院は、法律の規定により独立に裁判権を行使し、人民検察院は、法律の規定により独立に検察権を行使し、行政機関、社会团体及び個人の干渉を受けない。

¹ 中国語は「拘留」。公安機関が捜査の対象となる者に対して一時的に身柄を拘束すること。以下同様。——訳注

² 中国語は「逮捕」。公安機関、人民検察院、人民法院が被疑者又は被告人の刑事訴訟阻害行為、社会への危険な行為を防止するために、法により強制的に当該者の身柄を拘束する行為。以下同様。——訳注

第六条 人民法院、人民検察院及び公安機関は、刑事訴訟を行う場合には、大衆に依拠しなければならない。事実を根拠とし、法律に準拠しなければならない。すべての公民は、法律の適用において一律平等であり、法の前ではいかなる特権も許されない。

第七条 人民法院、人民検察院及び公安機関は、刑事訴訟を行う場合には、責任を分担し、互いに協力し、制約しあい、法律の的確で効果的な執行を保証しなければならない。

第八条 人民検察院は、法により刑事訴訟について法律監督を行う。

第九条 各民族の公民は、いずれも当該民族の言語及び文字を用いて訴訟をする権利を持つ。人民法院、人民検察院及び公安機関は、当該地区で通用する言語及び文字に通曉していない訴訟参加人に対し、通訳及び翻訳を提供しなければならない。

2 少数民族が集合して居住し、又は他民族が雑居する地区においては、当該地区で通用する言語を用いて審理をし、また当該地区で通用する文字を用いて判決書、告示その他の文書を発布しなければならない。

第十条 人民法院は、事件を裁判する場合には、二審終審制を実行する。

第十一条 人民法院は、事件を裁判する場合には、この法律に別段の定めがある場合を除いて、すべて公開して行う。被告人は、弁護を受ける権利を有し、人民法院は被告人の弁護権を保障する義務を負う。

第十二条 人民法院の法による判決を経ずに、いかなる者に対しても有罪を確定してはならない。

第十三条 人民法院は、事件を裁判する場合には、この法律により人民陪審員による参審制度を実行する。

第十四条 人民法院、人民検察院及び公安機関は、被疑者、被告人その他の訴訟参加者が法により享有する弁護の権利その他の訴訟上の権利を保障しなければならない。

2 訴訟参加者は、公民の訴訟上の権利を侵害し、人身を侮辱する裁判官、検察官及び捜査官の行為に対して、告訴³する権利を持つ。

第十五条 次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときは、刑事責任を追及せず、すでに手続が開始されている場合は、事件の立件を取り消し、不起訴とし、審理を終了し、又は無罪を宣告しなければならない。

- 一 情状が著しく軽微で、危害が大きくなり、犯罪と認められないとき。
- 二 犯罪がすでに訴追の時効期間を過ぎているとき。
- 三 特赦令によって刑が免除されたとき。

³ 中国語は「控告」。事業体又は個人は、司法機関に不法犯罪の事実又は被疑者を告発し、法により処罰に処することを請求する行為。以下同様。——訳注

四 刑法により告訴を待つて処理する犯罪で、告訴がないか又は告訴が撤回されたとき。

五 被疑者又は被告人が死亡したとき。

六 その他法律の規定により刑事責任の追及を免除するとき。

第十六条 外国人の犯罪で刑事責任を追及しなければならないものについては、この法律の規定を適用する。

2 外交上の特権及び免除権を持つ外国人の犯罪で刑事責任を追及しなければならないものについては、外交ルートを通じて解決する。

第十七条 わが国の司法機関は、中華人民共和国が締結し、又は参加した国際条約に基づいて、若しくは互惠の原則に照らして、外国の司法機関と相互に刑事司法共助を請求することができる。

第二章 管轄

第十八条 刑事事件の捜査は、公安機関が行う。但し、法律に別段の定めがあるものを除く。

2 汚職・賄賂犯罪、国家公務員の職務犯罪、国家機関公務員が職権を乱用して行った不法拘禁、拷問による自白の強要、報復陷害又は不法捜査により公民の人身の権利を侵害する犯罪又は公民の民主的権利を侵害する犯罪については、人民検察院が立件し、捜査する。国家機関公務員が職権を利用して行ったその他の重大な犯罪事件については、人民検察院が直接受理する必要があるときは、省級以上の人民検察院の決定を経て、人民検察院が立件し、捜査することができる。

3 自訴事件については、人民法院が直接受理する。

第十九条 基層人民法院は、一般刑事事件の第一審を管轄する。但し、この法律により上級の人民法院が管轄するものは除く。

第二十条 中級人民法院は、次の各号に掲げる刑事事件の第一審を管轄する。

一 国家の安全を脅かす事件及びテロ事件。

二 無期懲役又は死刑を科する可能性のある一般刑事事件。

第二十一条 高級人民法院が第一審を管轄する刑事事件は、全省（自治区、直轄市）に及ぶ重大な刑事事件とする。

第二十二条 最高人民法院が第一審を管轄する刑事事件は、全国に及ぶ重大な刑事事件とする。

第二十三条 上級の人民法院は、必要な場合には、下級の人民法院が第一審を管轄する刑事事件を審理することができる。下級の人民法院は、事件の内容が重大且つ複雑であ

り上級の人民法院が裁判すべきものと認める第一審の刑事事件を、直近上級の人民法院に移送して裁判するよう請求することができる。

第二十四条 刑事事件は、犯罪地の人民法院が管轄する。被告人居住地の人民法院で裁判することがより適切な場合には、被告人居住地の人民法院の管轄とすることができる。

第二十五条 複数の同級人民法院が管轄権を持つ事件は、最初に受理した人民法院が裁判する。必要な場合には、主な犯罪地の人民法院に移送して裁判することができる。

第二十六条 上級の人民法院は、下級の人民法院に対し管轄が明らかでない事件を裁判するよう指定することができ、また、下級の人民法院に対し他の人民法院に事件を移送して裁判するよう指定することができる。

第二十七条 専門人民法院の事件管轄は、別にこれを定める。

第三章 忌避

第二十八条 裁判官、検察官及び捜査官は以下の状況のいずれかに該当する場合、自ら回避しなければならず、当事者及びその法定代理人は該当者の忌避を要求する権利を持つ。

- 一 当該事件の当事者又は当事者の近親者であるとき。
- 二 本人又はその近親者が当該事件と利害関係を有するとき。
- 三 当該事件について証人、鑑定人、弁護士又は訴訟代理人となったとき。
- 四 当該事件の当事者とその他の関係を有し、事件の公正な処理に影響を及ぼすおそれのあるとき

第二十九条 裁判官、検察官及び捜査官は、当事者又はその依頼者から接待を受けたり贈り物を受け取ってはならず、規定に違反して当事者又はその依頼者と接見してはならない。

2 裁判官、検察官又は捜査官が、前項の規定に違反した場合には、法により法律上の責任を追究しなければならない。当事者及び法定代理人は、該当者の忌避を請求する権利を持つ。

第三十条 裁判官、検察官又は捜査官の忌避については、院長、検察長、公安機関責任者がそれぞれ決定する。院長の忌避については、当該人民法院の裁判委員会が決定する。検察長及び公安機関責任者の忌避は、同級の人民検察院検察委員会が決定する。

2 捜査官の忌避が決定されるまでは、捜査官は事件の捜査を停止してはならない。

3 忌避請求却下の決定については、当事者又はその法定代理人は再議を一回申し立てることができる。

第三十一条 この章の忌避に関する規定は、書記員、通訳・翻訳者及び鑑定人に適用する。

2 弁護士、訴訟代理人は、この章の規定により忌避を請求し、再議を申し立てることができる。

第四章 弁護及び代理

第三十二条 被疑者又は被告人は、自ら弁護権を行使するほか、一人乃至二人の弁護人を依頼することができる。 弁護人として依頼されるのは、次の各号に掲げる者である。

- 一 弁護士。
- 二 人民団体又は被疑者若しくは被告人の所属する単位が推薦する者。
- 三 被疑者又は被告人の後見人、親族及び友人。

2 現に刑罰を受けている者又は法により人身の自由を剥奪され若しくは制限されている者を、弁護人とすることはできない。

第三十三条 被疑者は、捜査機関から1回目の取り調べ、又は強制措置を受けた日から、弁護人を依頼する権利を有する。捜査期間中においては、弁護人を弁護士の中から選任しなければならない。被告人は随時弁護人を依頼する権利を持つ。

2 捜査機関は、初めて被疑者に対する取り調べ又は被疑者に対して強制措置を講じる場合、弁護人を依頼する権利を被疑者に告知しなければならない。人民検察院は、移送された訴えの提起事件の資料を受け取った日から三日以内に、弁護人を依頼する権利を被疑者に告知しなければならない。人民法院は、事件を受理した日から三日以内に、弁護人を依頼する権利を被告人に告知しなければならない。被疑者又は被告人が拘禁期間中に弁護人を依頼することを請求する場合、人民法院、人民検察院及び公安機関は、当該者の請求を速やかに伝達しなければならない。

3 被疑者又は被告人が拘禁される場合、当該者の後見人、近親者が本人に代わり弁護人を依頼することができる。

4 弁護人は被疑者又は被告人の依頼を受けた後、事件処理の機関に速やかに通知しなければならない。

第三十四条 被疑者、被告人が経済的困難又はその他の理由によって弁護人を依頼していない場合には、本人及びその近親者は、法的援助機関に要請することができる。法的援助の要件に合致するものに対し、法的援助機関は弁護士を選任・派遣して当該者に弁護を提供しなければならない。

2 被疑者又は被告人が視覚障害者、聴覚障害者、若しくは言語機能障害者又は判別能力若しくは自己行為のコントロール能力を完全に失っていない精神上的障害を持っている者であり、弁護人を依頼していない場合には、人民法院、人民検察院、公安機関は、弁

護士を選任・派遣して当該者のために弁護を提供するよう法的援助機関に通知しなければならない。

3 被疑者又は被告人が死刑を処せられる可能性のある者であり弁護人を依頼していない場合には、人民法院、人民検察院、公安機関は、護士を選任・派遣して当該者のために弁護を提供するよう法的援助機関に通知しなければならない。

第三十五条 弁護人の責任は、事実と法律に基づいて、被疑者又は被告人の無罪、罪が軽微であること又はその刑事責任の軽減若しくは免除を証明する資料と意見を提出し、被疑者又は被告人の訴訟上の権利その他の適法な権益を維持保護することである。

第三十六条 護士である弁護人は、捜査期間において被疑者への法的援助の提供、上訴⁴又は告訴の代理、強制措置の変更の申し立てを行うことができ、捜査機関に照会し、被疑者が嫌疑をかけられている罪名と事件の状況を把握し、意見を提出することができる。

第三十七条 護士である弁護人は、拘禁されている被疑者又は被告人と接見し、通信することができる。その他の護士でない弁護人も、人民法院、人民検察院の許可を得て、拘禁されている被疑者又は被告人とも接見し、通信することができる。

2 護士である弁護人が護士執業証書、護士事務所の証明書及び委任状又は法的援助に関する書簡形式の公文書を持参して拘禁中の被疑者又は被告人との接見を請求する場合、留置場⁵は速やかに接見を手配しなければならない。遅くとも四十八時間を超えてはならない。

3 国家の安全を脅かす犯罪、テロリストによる犯罪又は特別の重大な収賄罪の事件については、捜査期間に護士である弁護人が拘禁されている被疑者と接見する場合は、捜査機関の許可を経なければならない。上記事件について、捜査機関は予め留置場に通知しなければならない。

4 護士である弁護人は、拘禁されている被疑者又は被告人と接見するとき、事件と関わりがある状況を聴取し、法的諮問等を提供し、移送した事件が審査・訴えが提起された日から、被疑者又は被告人と関連証拠を検証することができる。護士である弁護人は、被疑者又は被告人と接見するとき、監視されない。

5 護士である弁護人が居住監視を受ける被疑者又は被告人と接見し、通信する場合には、第一項、第三項、第四項の規定を適用する。

第三十八条 護士である弁護人は、人民検察院が事件を審査・訴えの提起した日から、

⁴ 中国語は「申訴」。当事者、被害者若しくはその家族又は事件を知ったその他の公民が、人民法院によって法的効力を生じた判決又は裁定に誤りがあると認め、人民法院又は人民検察院に法により是正を請求する行為。訳文では「上訴」とする。——訳注

⁵ 中国語は「看守所」。犯人及び重大な犯罪嫌疑がある被疑者を一時的に身柄を拘束する場所。——訳注

当該事件の記録資料を閲覧し、抜書きし、複写することができる。その他の弁護士でない弁護士も、人民法院、人民検察院の許可を経て、上述の資料を閲覧、謄写、複写することができる。

第三十九条 弁護士は、捜査又は審査・訴えの提起期間において、公安機関、人民検察院が収集した被疑者又は被告人の無罪又は罪が軽微であったことを証明する証拠資料を提出していないと認められた場合、人民検察院、人民法院に証拠調べを申し立てる権利を有する。

第四十条 弁護士が収集した、被疑者の犯罪現場に立ち入っていないこと、刑事責任を負う年齢に達していないこと、法により刑事責任を負うべきでない精神上的障害を持つことに関する証拠については、速やかに公安機関、人民検察院に告知しなければならない。

第四十一条 弁護士である弁護士は、証人又はその他の関係組織及び個人の同意を経て、当該者から当該事件に係る資料を収集することができ、人民検察院、人民法院に証拠の収集・取り調べを申請すること、又は人民法院に対して証人に出廷し証言するよう通知することを申請することもできる。

2 弁護士である弁護士は、人民検察院又は人民法院の許可を経て、且つ被害者又はその近親者、被害者が指名する証人の同意を経て、当該者から同事件に関連する資料を収集することができる。

第四十二条 弁護士又はその他のいかなる者は、被疑者又は被告人が証拠を隠匿し、隠滅し、偽造するか又は供述の口裏合わせをすることを幫助してはならず、証人に証言を変えさせ、又は偽証するよう脅迫し、誘惑してはならず、若しくはその他の司法機関の訴訟活動を妨げる行為を行ってはならない。

2 前項の規定に違反した場合、法により法的責任を追及しなければならず、弁護士に犯罪の嫌疑がかかる場合は、弁護士が引き受けた事件を扱う捜査機関以外の捜査機関が処理しなければならない。弁護士が弁護士である場合は、当該者が所属する弁護士事務所又は所属する弁護士協会に速やかに通知しなければならない。

第四十三条 裁判の過程において、被告人は、弁護人の弁護の継続を拒否することができる、又は別の弁護人に弁護を依頼することができる。

第四十四条 公訴事件の被害者又はその法定代理人若しくは近親者又は附帯民事訴訟の当事者若しくはその法定代理人は、移送した事件が審査、訴えの提起された日から、訴訟代理人を依頼する権利を持つ。自訴事件の自訴人若しくはその法定代理人又は附帯民事訴訟の当事者若しくはその法定代理人は、いつでも訴訟代理人を依頼することができる。

2 人民検察院は、移送された審査、訴えの提起事件の資料を受け取った日から三日以内に、被害者又はその法定代理人若しくは近親者又は附帯民事訴訟の当事者若しくはその法定代理人に対し、訴訟代理人を依頼する権利を持つことを告知しなければならない。

人民法院は、自訴事件を受け取った日から三日以内に、自訴人若しくはその法定代理人又は附帯民事訴訟の当事者若しくはその法定代理人に、訴訟代理人を依頼する権利を持つことを告知しなければならない。

第四十五条 訴訟代理人を依頼する場合には、第三十二条を参照し、適用する。

第四十六条 弁護士である弁護人は執務において知り得た委託人に関する状況と情報に対し、機密を保持する権利を持つ。但し、弁護士である弁護人は、執務において知り得た委託人又はその他の者が、国家の安全、公共安全を脅かす犯罪を実行しようとし、又は実行している場合、或いは他人の人身上の安全を著しく脅かす犯罪を実行する場合、司法機関に速やかに通知しなければならない。

第四十七条 弁護人又は訴訟代理人は公安機関、人民検察院、人民法院及びそれらの機職員が、法による訴訟上の権利の行使を妨げていると認める場合、同級又は直近上級の人民検察院に上訴又は告訴する権利を有する。人民検察院は、上訴又は告訴に対して、速やかに審査を行い、事実であった場合、関連機関に是正するよう通知しなければならない。

第五章 証拠

第四十八条 事件の真実の状況を証明する資料は、証拠である。

2 証拠には、次の各号に掲げるものが含まれる。

- 一 物証。
- 二 書証。
- 三 証人の証言。
- 四 被害者の陳述。
- 五 被疑者又は被告人の供述又は弁解。
- 六 鑑定結果。
- 七 検証、検査、判別、捜査実験等記録。
- 八 視聴覚資料、電子データ。

3 以上の証拠は、調査を経て真実であることを確かめた後に限り、事件を確定する根拠とすることができる。

第四十九条 公訴事件における被告人の有罪について挙証責任は、人民検察院が負う。自訴事件における被告人の有罪についての挙証責任は、自訴人が負う。

第五十条 裁判官、検察官及び捜査官は、法に定める手続に従って、被疑者又は被告人の有罪若しくは無罪又は犯罪の情状の軽重を十分に立証できる各種の証拠を収集しなければならない。拷問による自白の強要並びに脅迫、誘惑、欺瞞又はその他の不法な方法による証拠収集を厳禁し、いかなる者にも自ら有罪を立証するよう強要してはならない。事件と関わりがあるか又は事件の内容を知るすべての公民が、客観的且つ十分に証拠を提供できる要件を備え、別段の事情のある場合を除いて、捜査への協力が得られるように保証しなければならない。

第五十一条 公安機関の逮捕許可請求書、人民検察院の起訴状及び人民法院の判決書は、ありのままの事実の忠実になければならない。ありのままの事実を意図的に隠した者に対しては、その責任を追及しなければならない。

第五十二条 人民法院、人民検察院及び公安機関は、関係単位又は個人から証拠を収集し、取調べる権限を持つ。関係単位又は個人は、ありのままに証拠を提供しなければならない。

2 行政機関は、行政上の法執行又は事件の調査・処理過程において収集した物証、書証、視聴覚資料、電子データ等の証拠資料を、刑事訴訟において証拠として利用することができる。

3 国家機密、営業秘密、個人のプライバシーに関わる証拠については、機密を保持しなければならない。

4 証拠を偽造し、隠匿し、又は隠滅した者は、いずれの側に属する場合であっても、法的追及を受けなければならない。

第五十三条 あらゆる事件に対する判決は、証拠を重んじ、調査研究を重んじ、自白を軽々しく信じてはならない。被告人の供述があるだけで、その他の証拠がない場合には、被告人を有罪と認定して刑罰に処することはできない。被告人の供述がなくても、証拠が確実で十分である場合には、被告人を有罪と認定し、刑罰に処することができる。

2 証拠が確実で十分であるためには、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 犯罪認定及び刑の量定の事実については、すべて証明する証拠があること。
- 二 事件の確定に用いられる証拠については、法の定める手続きを経て、調査の上、事実であることを明らかにすること。
- 三 事件のあらゆる証拠を総合し、認定された事実については、合理的な疑いが排除されたこと

第五十四条 拷問による自白の強要等不法な方法をもって収集した被疑者、被告人の供述、暴力及び脅迫等不法な方法によって収集した証人の証言又は被害者の陳述については、排除しなければならない。物証、書証の収集が法の定める手続きに違反し、司法の公正に重大な影響を及ぼすおそれのある場合には、補正又は合理的な説明を行わなければならない。補正又は合理的な説明ができない場合には、当該証拠を排除しなければならない。

2 捜査、審査・訴えの提起、裁判において、排除すべき証拠があることを発見した場合には、法により排除しなければならない。訴えの提起の意見、訴えの提起の決定及び判決の根拠としてはならない。

第五十五条 人民検察院は、事件の通報、告訴、摘発を受け、又は捜査官が不法な手段

で証拠を収集したことを発見した場合には、調査の上、確認しなければならない。不法な手段で証拠を収集したことが確実である場合には、是正の意見を提出しなければならない。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追求しなければならない。

第五十六条 法廷審査の過程において、裁判官は、第五十四条が定める不法な方式による証拠の収集という事実が存在するおそれがあると認めた場合、証拠収集の適法性について、法廷調査を行わなければならない。

2 当事者、弁護人及び訴訟代理人は、人民法院が不法な手段で収集した証拠を法により排除するよう申し立てる権利を持つ。不法な手段で収集した証拠を排除することを申し立てる場合には、関連する手掛かり又は資料を提供しなければならない。

第五十七条 証拠収集上の適法性について法廷調査を実施するに当たって、人民検察院は、証拠収集の適法性を証明しなければならない。

2 既存の証拠資料をもって証拠収集上の適法性を証明することができない場合には、人民検察院は、人民法院に、関連捜査官又はその他の者に対して出廷して事情説明を行うための通知を出すよう促すことができる。人民法院は、関連捜査官又はその他の者に対し、出廷して事情説明を行うよう通知することができる。関連捜査官又はその他の者は、出廷して事情説明を行うことを請求することもできる。人民法院の通知を経て、関係者は出廷しなければならない。

第五十八条 法廷の審理を経て、第五十四条に定める不法な手段によって証拠を収集した状況が確認され、又は排除することができない場合には、関連証拠を排除しなければならない。

第五十九条 証人の証言は、法廷で公訴人、被害者及び被告人、弁護人双方の質問を経なければならない。確かめた後に限り、事件を確定する根拠とすることができる。法廷で証人が意図的に偽証するか又は罪証を隠匿したことが判明したときは、法により処理しなければならない。

第六十条 事件の状況を知る者は、すべて、証言する義務を負う。

2 生理的、精神的な欠陥を持つ、又は年少であるために、是非の判別ができず、正しく表現できない者は、証人になることができない。

第六十一条 人民法院、人民検察院及び公安機関は、証人及びその近親者の安全を保障しなければならない。

2 証人又はその近親者に対する脅迫、侮辱、殴打又は報復については、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及し、刑事責任を追及すべき程度に達しない場合は、法により治安管理処罰に処する。

第六十二条 国家の安全を脅かす犯罪、テロリストによる犯罪、暴力団体による犯罪、

薬物犯罪等の事件に対し、証人、鑑定人、被害者が訴訟において証言することにより、本人又はその近親者の人身上の安全が危険にさらされる場合には、人民法院、人民検察院、公安機関は、次の各号に掲げる一つか又は複数の保護措置を講じなければならない。

- 一 本当の氏名、住所及び勤務先等の個人情報を公開しないこと。
- 二 外貌、肉声等を明らかにしないで出廷・証言させる措置を講じること。
- 三 特定の者が証人、鑑定人、被害者及びその近親者と接することを禁止すること。
- 四 人身及び住宅に対して専門的な保護措置を講じること。
- 五 その他の必要な保護措置。

2 証人、鑑定人、被害者は、訴訟において証言することにより、本人又はその近親者の人身上の安全が危険にさらされるおそれがあると認める場合には、人民法院、人民検察院、公安機関に対し保護を請求することができる。

3 人民法院、人民検察院、公安機関は、法により保護措置を講じ、関連単位及び個人はこれに協力しなければならない。

第六十三条 証人が証言義務を履行するために支出した交通費、宿泊費、食費等必要な経費は、補助しなければならない。証人の証言に関わる補助は、司法機関の業務経費に計上し、同級政府の財政が保障する。

2 勤務単位に所属する証人が証言する場合、その勤務単位は当該者の給与、賞与その他の福利厚生を差し引いたり、又は形を変えて差し引いたりしてはならない。

第六章 強制措置

第六十四条 人民法院、人民検察院及び公安機関は、事件の状況に基づいて、被疑者又は被告人について勾引し、立保証又は居住監視を行うことができる。

第六十五条 人民法院、人民検察院及び公安機関は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する被疑者又は被告人について、立保証することができる。

- 一 管制⁶、拘留又は独立して適用できる付加刑に処する可能性のある者。
- 二 有期懲役以上の刑罰に処する可能性があり、立保証しても社会への危険性がない者。
- 三 重病で生活上の自立ができない、若しくは女子で懐胎中又は授乳中にあり、立保証しても社会への危険性がない者。
- 四 拘禁期間が満了したものの、事件が終結しておらず、立保証を講じられるべき者。

2 立保証は、公安機関が執行する。

⁶ 中国語は「管制」。公安機関の監督下で生活させること。管制期間は三月以上二年以下。以下同様——
訳注

第六十六条 人民法院、人民検察院及び公安機関は被疑者又は被告人に立保証を決定する場合には、被疑者又は被告人に対し、保証人を提供するか又は保証金を納付する命令を下さなければならない。

第六十七条 保証人は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- 一 当該事件と関係のない者。
- 二 保証義務を履行する能力のある者。
- 三 政治的権利を持ち、人身の自由の制限を受けたことのない者。
- 四 定まった住所と収入がある者。

第六十八条 保証人は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- 一 被保証人が第六十九条の規定を遵守するよう監督すること。
 - 二 被保証人が第六十九条の規定に違反する可能性があるか又は違反したことを発見した場合は、速やかに執行機関に報告しなければならないこと。
- 2 被保証人が第六十九条に規定する行為に違反し、保証人が保証義務を履行しない場合には、保証人を過料に処する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第六十九条 立保証を受ける被疑者又は被告人は、次の各号に掲げる規定を遵守しなければならない。

- 一 執行機関の許可を受けずに、居住している市又は県を離れてはならない。
- 二 住所、勤務単位及び連絡先に変更が生じる場合には、二十四時間以内に執行機関に報告しなければならない。
- 三 呼出を受けた場合、時間通りに出頭しなければならない。
- 四 いかなる形でも証人の証言を妨げてはならない。
- 五 証拠を隠滅し、偽造し、又は供述の口裏合わせをしてはならない。

2 人民法院、人民検察院及び公安機関は、事件の状況に基づき、立保証を受ける被疑者、被告人に対し、次の各号に掲げる一つ又は複数の規定を遵守するよう命令することができる。

- 一 特定の場所に立ち入ってはならないこと。
- 二 特定の者と接見又は通信してはならないこと。
- 三 特定の活動に従事してはならないこと。
- 四 パスポート等の出入国証明書、自動車免許を執行機関に渡し、保管させること。

3 立保証を受ける被疑者又は被告人が上述の二項の規定に違反した場合、すでに保証金を支払っているときは、その保証金の一部又は全部を没収し、且つ、状況により区別して、被疑者又は被告人に改悛誓約を命じ、改めて保証金を支払わせ、保証人を提供させ、居住を監視し、又はこれを逮捕する。

4 立保証の規定に違反し、逮捕する必要がある場合には、被疑者又は被告人を直ちに勾留することができる。

第七十条 立保証を決定する機関は、訴訟上の活動の正常化を保証するため、必要事項、立保証を受ける者の社会への危険性、事件の性質、情状、判決される可能性のある刑罰の軽重、立保証を受ける者の経済的状況等を総合的に考慮した上、保証金の価額を確定しなければならない。

2 保証金を提供する者は、保証金を執行機関が指定する銀行の特定口座に送金しなければならない。

第七十一条 被疑者又は被告人は、立保証期間中に本法第六十九条の規定に違反せず、立保証の期間が満了したときは、立保証の解除通知又は関連の法律書類をもって銀行に出向いて返還された保証金を受領する。

第七十二条 人民法院、人民検察院及び公安機関は、逮捕の要件に合致し、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する被疑者、被告人に対し、居住監視を行うことができる。

- 一 重病で生活上の自立ができない者。
- 二 懐胎中又は授乳中の女子。
- 三 生活上の自立ができない者にとって唯一の扶養者である者。
- 四 事件の特別な事情又は事件の処理のための必要性によって、居住監視の措置が最も適用される者。
- 五 拘禁期間が満了したものの、事件は終結しておらず、居住監視の措置が講じられるべき者。

2 立保証の要件に合致するものの、被疑者又は被告人が保証人を指定できず、且つ保証金も納付することができない場合には、居住監視を行うことができる。

3 居住監視は、公安機関が執行する。

第七十三条 居住監視は、被疑者又は被告人の住所にて執行しなければならない。定まった住所がない場合には、指定された居所にて執行することができる。国家の安全を脅かす犯罪、テロリストによる犯罪、特別に重大な賄賂による犯罪で、住所における執行が捜査に妨害を及ぼすおそれのある場合には、直近上級の人民検察院又は公安機関の許可を経て、指定された居所において執行することができる。但し、拘禁場所、事件の専門処理場所において執行してはならない。

2 指定された居所において居住監視を行う場合には、通知するすべがない場合を除き、居住管理が執行された後の二十四時間以内に、居住監視を受ける者の家族に通知しなければならない。

3 居住監視を受ける被疑者又は被告人は弁護人を依頼するとき、第三十三条の規定を適用する。

4 人民検察院は、指定された居所における居住監視の決定及び執行が適法かどうかについて、監督を行う。

第七十四条 指定する居所における居住監視の期間は刑期に折算しなければならない。管制の言い渡しを受けた場合は、居住監視の一日は刑期の一日に折算し、拘留、懲役の言い渡しを受けた場合は、居住監視の二日は刑期の一日に折算する。

第七十五条 居住監視を受ける被疑者又は被告人は、次の各号に掲げる規定を遵守しなければならない。

- 一 執行機関の許可を受けず、居住監視が執行されている住所を離れてはならないこと。
- 二 執行機関の許可を得ずに、他人に接見又は通信をしてはならないこと。
- 三 呼出を受けた場合、時間通りに出頭しなければならないこと。
- 四 いかなる形でも証人の証言を妨げてはならないこと。
- 五 証拠を隠滅し、偽造し、又は供述の口裏合わせをしてはならないこと。
- 六 パスポート等の出入国証明書、身分証明書、自動車免許を執行機関に渡し、保管させること。

2 居住監視を受ける被疑者又は被告人が前項の規定に違反し、その情状が重い場合は、逮捕することができる。逮捕する必要がある場合は、被疑者又は被告人に対し、直ちに勾留することができる。

第七十六条 執行機関は、居住監視を受ける被疑者又は被告人に対し、電子設備による監視、不定期による検査等の監視方法をもって、当該者が居住監視の規定を遵守する状況について監督し、捜査期間中、居住監視を受けた被疑者の通信を監視することができる。

第七十七条 人民法院、人民検察院及び公安機関が、被疑者又は被告人に対して立保証させる場合、その期間は 最長十二月を超えてはならず、居住監視をする場合その期間は最長六月を超えてはならないこととする。

2 立保証又は居住監視の期間中、事件の捜査、訴えの提起及び審理を中断してはならない。刑事責任を追及すべきでないことを発見し、又は立保証若しくは居住監視の期限が満了した場合は、速やかに立保証又は居住監視を解除しなければならない。立保証又は居住監視を解除した後速やかに、立保証を受ける者、居住監視を受ける者、及び関係する単位に通知しなければならない。

第七十八条 被疑者又は被告人の逮捕は、人民検察院の許可又は人民法院の決定を経た上で、公安機関が執行しなければならない。

第七十九条 犯罪事実があることを証明する証拠があり、懲役以上の刑に処する可能性のある被疑者又は被告人に対し、立保証の方法によっても、なお社会への危険の発生を防止するのに足らない場合には、逮捕しなければならない。

- 一 新たな犯罪を実施する可能性のある場合。
- 二 国家の安全、公共安全又は社会的秩序を脅かす現実的な危険性がある場合。
- 三 証拠を隠滅し、偽造し、証人の証言を妨げ、又は供述の口裏合わせをする可能性がある場合。
- 四 被害者、告発人、告訴人に対し、報復する可能性のある場合。
- 五 自殺又は逃亡を企図する場合。

2 犯罪事実があることを証明する証拠があり、十年以上の懲役を判決する可能性がある場合、又は犯罪事実があることを証明する証拠があり、懲役以上の刑を判決する可能性があるが、故意に犯罪を犯していた若しくは身元が不明の場合は、逮捕しなければならない。

3 立保証又は居住監視を受けた被疑者又は被告人が、立保証又は居住監視の規定に違反し、情状が重い場合には、逮捕することができる。

第八十条 公安機関は、現行犯又は重大な容疑者について、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、直ちに勾留することができる。

- 一 現に犯罪を準備中であるか、犯罪を実行中であるか、又は犯行直後であるとき。
- 二 被害者又は現場で目撃した者が犯人であると認めたとき。
- 三 身辺又は住居で犯罪の証拠が発見されたとき。
- 四 犯行の後自殺若しくは逃亡を企図し、又は逃亡中であるとき。
- 五 証拠の隠滅、偽造又は供述の口裏合わせをする可能性があるとき。
- 六 真実の氏名、住所を言わず、身元が不明であるとき。
- 七 放浪中に犯罪を引き起し、何回も罪を犯し、又は集团的犯罪を行う重大な疑いのあるとき。

第八十一条 公安機関は、管轄外の場所で勾留又は逮捕を執行するときは、被勾留者又は被逮捕者の所在地の公安機関に通知しなければならないが、被勾留者又は被逮捕者の所在地の公安機関は、これに協力しなければならない。

第八十二条 次の各号に掲げる者については、いかなる公民も直ちにこれを捕えて、公安機関、人民検察院又は人民法院に引き渡して処理させることができる。

- 一 犯罪の実行中にあるか又は犯行直後にある者。
- 二 指名手配中の者。
- 三 脱獄して逃亡した者。
- 四 追跡されている者。

第八十三条 公安機関が人を勾留するときは、勾留状を示さなければならない。

2 勾留後、二十四時間を超えない範囲で直ちに被勾留者を留置場に拘禁するよう送致する。通知の方法がないか、又は、国家の安全を脅かす疑いのある犯罪、テロ事件の疑いがある犯罪の通知によって、捜査が妨げられるおそれのある場合を除き、勾留後二十四時間以内に、被勾留者の家族に通知しなければならない。捜査を妨げる事由が消滅した

後、直ちに被勾留者の家族に通知しなければならない。

第八十四条 公安機関は、被勾留者に対し、勾留後二十四時間以内に取り調べを行わなければならない。勾留が不当であることが判明したときは、直ちに釈放し、釈放証明を発行しなければならない。

第八十五条 公安機関が被疑者の逮捕を請求するときは、逮捕許可請求書を作成し、事件記録資料及び証拠とともに、同級の人民検察院に送付して許可審査を経なければならない。人民検察院は、必要な場合には、公安機関に要員を派遣して重大事件の討議に参加させることができる。

第八十六条 人民検察院は、逮捕の許可審査について、被疑者に対し取り調べを行うことができる。次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、被疑者に対し取り調べを行わなければならない。

- 一 逮捕の要件に合致するかどうかについて疑問がある場合。
- 二 被疑者が検察官に、対面で陳述するよう請求する場合。
- 三 捜査活動に重大な不法行為のあるおそれがある場合。

2 人民検察院は、逮捕の許可審査について、証人等訴訟参加者に尋問し、弁護士である弁護人の意見を聞き取ることができる。弁護士である弁護人の要請がある場合、弁護士である弁護人の意見を聞き取らなければならない。

第八十七条 人民検察院における被疑者の逮捕の許可審査は、検察長が決定する。重大事件は検察委員会にかけて討議し、決定しなければならない。

第八十八条 人民検察院は、公安機関が逮捕許可請求をした事件について審査した後、状況に応じてそれぞれ逮捕の許可、逮捕の不許可の決定を行わなければならない。逮捕許可決定については、公安機関は直ちに執行し、さらに執行した事情を速やかに人民検察院に通知しなければならない。逮捕不許可決定については、人民検察院はその理由を説明しなければならず、追加捜査すべき場合は、同時に公安機関に通知しなければならない。

第八十九条 公安機関は、被勾留者に対し、逮捕の必要があると認めたときは、勾留後三日以内に、人民検察院に許可審査を請求しなければならない。特別な状況においては、許可審査の請求期間を一日乃至四日延長することができる。

2 放浪中に犯罪を引き起し、何回も罪を犯し、又は集団的犯罪を行う重大な容疑者に対しては、許可審査の請求期間を三十日まで延長することができる。

3 人民検察院は、公安機関から逮捕許可請求書を受け取った日から七日以内に、逮捕の許可又は不許可を決定しなければならない。人民検察院が逮捕を不許可とした場合は、公安機関は通知を受け取った後直ちに当該者を釈放し、同時にその執行した事情を人民検察院に通知しなければならない。捜査継続の必要があり且つ立保証又は居住監視の要

件に該当する場合は、法により立保証又は居住監視を行う。

第九十条 公安機関は、人民検察院の逮捕不許可決定について、誤りがあると認められた場合は、再議を請求することができる。但し、被勾留者は直ちに釈放しなければならない。意見が受入れられない場合には、直近上級の人民検察院に再審査を請求することができる。上級の人民検察院は、直ちに再審査し、変更するか否かの決定を下して、下級の人民検察院及び公安機関に通知し、執行させなければならない。

第九十一条 公安機関が人を逮捕するときは、逮捕状を示さなければならない。

2 逮捕後、被逮捕者を留置場に拘禁するよう送致しなければならない。通知するすべがない場合を除き、逮捕後二十四時間以内に被逮捕者の家族に通知しなければならない。

第九十二条 人民法院及び人民検察院は、それぞれ逮捕を決定した者について、また公安機関は人民検察院の許可を経て逮捕した者について、逮捕後二十四時間以内に取り調べを行わなければならない。逮捕が不当であることが判明したときは、直ちに釈放し、釈放証明を発行しなければならない。

第九十三条 被疑者又は被告人が逮捕された後、人民検察院は該当者の拘禁の必要性について審査をなお行わなければならない。拘禁の継続が必要とされない場合には、釈放するか又は強制措置を変更するかを提言しなければならない。関連機関は十日以内に処理の事情を人民検察院に通知しなければならない。

第九十四条 人民法院、人民検察院及び公安機関は、被疑者又は被告人に対する強制措置が不当であることを発見したときは、直ちにこれを破棄し、又は変更しなければならない。公安機関は、被逮捕者を釈放するか、又は逮捕の措置を変更する場合には、許可した原人民検察院に通知しなければならない。

第九十五条 被疑者、被告人又はその法定代理人若しくは近親者、弁護人は、強制措置の変更を申し立てる権利を持つ。人民法院、人民検察院及び公安機関は、当該申し立てを受け取った後、三日以内に決定を下さなければならない。強制措置の変更を同意しない場合には、申立人に告知し、かつ不同意の理由を説明しなければならない。

第九十六条 被疑者又は被告人を拘禁した事件について、この法律に規定する捜査のための身柄拘束、審査、訴えの提起及び一審、二審の期限内に手続を終了することができない場合には、被疑者又は被告人を釈放しなければならない。調査又は審理の続行が必要である場合には、被疑者又は被告人に対し立保証又は居住監視を行うことができる。

第九十七条 人民法院、人民検察院又は公安機関は、強制措置を受け法の定める期限が満了した被疑者又は被告人に対し、釈放をし、立保証若しくは居住監視を解除し、又は法によって強制措置を変更しなければならない。被疑者、被告人又はその法定代理人若しくは近親者、弁護人は、人民法院、人民検察院又は公安機関の強制措置の法の定める期限が満了するときは、強制措置の解除を請求する権利を持つ。

第九十八条 人民検察院は、逮捕の許可審査を行うに当たって、公安機関の捜査活動に不法な状況のあることが判明した場合は、公安機関に通知して是正しなければならず、公安機関は是正の状況を人民検察院に通知しなければならない。

第七章 附帯民事訴訟

第九十九条 被害者は被告人の犯行によって物質的損害を受けた場合、刑事訴訟の過程において、附帯民事訴訟を提起する権利を持つ。被害者が死亡するか又は行為能力を喪失した場合には、被害者の法定代理人、近親者は、附帯民事訴訟を提起する権利を持つ。

2 国家の財産又は集団の財産が損害を受けた場合には、人民検察院は公訴を提起する際、附帯民事訴訟を提起することができる。

第一百条 人民法院は、必要ときは、保全措置を講じ、被告人の財産を封印、差押え、又は凍結することができる。附帯民事訴訟の原告又は人民検察院は、人民法院に対し保全措置の採用を申し立てることができる。人民法院は保全措置を講じる場合、民事訴訟法の関連規定を適用する。

第一百一条 人民法院は、附帯民事訴訟事件を審理するとき、調解することができ、又は物的損失の状況に基づき判決、裁定を行う。

第一百二条 附帯民事訴訟は、刑事事件と合わせて裁判しなければならない、刑事事件裁判の著しい遅延を防ぐ必要のある場合に限り、刑事事件裁判の終了後、同一の裁判組織が引き続き附帯民事訴訟を審理することができる。

第八章 期間及び送達

第一百三条 期間は、時、日、月をもって計算する。

2 期間が開始する時及び日は、期間に算入しない。

3 法の定める期間には、送付途中の時間を含まない。抗告⁷状又はその他の文書が期間満了前に郵送に付された場合には、期間徒過とはみなさない。

4 期間が満了する最終日が祝祭日・休日に当たる場合には、祝祭日・休日後の最初の日を期間満了の日とする。但し、被疑者、被告人又は犯人の拘禁期間は期間満了の最終日までとしなければならない、祝祭日・休日のために延長してはならない。

第一百四条 当事者は、不可抗力事由その他の正当な理由により期間を徒過した場合には、障害が解消した後の五日以内に、期間満了以前に完了しなければならない訴訟活動を継続して行うことを申請することができる。

⁷ 中国語は「上訴」。自訴人、被告人若しくはその法定代理人又は被告人の同意を得た弁護人若しくはその近親者、附帯民事訴訟の当事者、法定代理人は、効力が生じない第一審の判決、裁定について、直近上級の人民法院に事件の再度裁判を請求する訴訟行為。以下同様——訳注

2 前項の申請を許諾するか否かは、人民法院が裁定する。

第二百五条 召喚状、通知書その他の訴訟文書の送達は、受取人本人に交付しなければならない。本人が不在であるときは、その成人家族又は所属する単位の責任者に交付し、代理して受領させることができる。

2 受取人本人又は代理受領者が文書の受領又は署名、押印を拒絶した場合には、送達人は、隣人又はその他の立会人をその場に招請し、状況を説明して、文書を本人の住居に差し置くことができる。この場合には、送達証に受領拒絶事由、送達の年月日を明記し、送達人が署名することにより、送達したものとみなす。

第九章 その他の規定

第二百六条 この法律の次の各号に掲げる用語の意味は、各号に定める通りである。

- 一 「捜査」とは、公安機関及び人民検察院が事件処理の過程において、法律に従って行う専門調査活動及び関連する強制的措置をいう。
- 二 「当享者」とは、被害者、自訴人、被疑者、被告人、附帯民事訴訟の原告及び被告をいう。
- 三 「法定代理人」とは、被代理人の父母、養父母、後見人及び保護の責任を負う機関又は団体の代表者をいう。
- 四 「訴訟参加者」とは、当事者、法定代理人、訴訟代理人、弁護士、証人、鑑定人及び通訳者又は翻訳者をいう。
- 五 「訴訟代理人」とは、公訴事件の被害者又はその法定代理人若しくは近親者、自訴事件の自訴人又はその法定代理人の依頼を受けて訴訟に参加する者、附帯民事訴訟の当事者又はその法定代理人の依頼を受けて訴訟に参加する者をいう。
- 六 「近親者」とは、夫、妻、父、母、息子、娘及び実の兄弟姉妹をいう。

第二編 事件の立件、捜査及び公訴の提起

第一章 事件の立件

第二百七条 公安機関又は人民検察院は、犯罪事実又は被疑者を発見した場合、管轄に従って立件し、捜査しなければならない。

第二百八条 犯罪事実又は被疑者を発見したいかなる単位及び個人も、公安機関、人民検察院又は人民法院に通報又は告発する権利と義務を有する。

2 被害者は、その人身又は財産的権利を侵害した犯罪事実乃至被疑者について、公安機関、人民検察院又は人民法院に通報又は告訴をする権利を有する。

3 公安機関、人民検察院又は人民法院は、通報、告訴及び告発については、これをすべて受理しなければならない。自己の管轄に属しない事件については、主管機関に移送して処理させるとともに、通報人、告訴人又は告発人に通知しなければならない。自己の

管轄に属しない事件であっても、緊急措置を取らなければならないものについては、まず緊急の措置を取り、その後主管機関に移送しなければならない。

4 犯人が公安機関、人民検察院又は人民法院に自首する場合については、前項の規定を適用する。

第九十九条 通報、告訴又は告発は、書面又は口頭ですることができる。口頭による通報、告訴又は告発を受理した担当職員は、記録を作らなければならないが、読み聞かせて誤りのないことを確かめた後、通報人、告訴人又は告発人が署名又は押印する。

2 告訴又は告発を受理した担当職員は、告訴人又は告発人に対して、誣告について負うべき法律上の責任を説明しなければならない。但し、事実を捏造し、証拠を偽造するものでなければ、告訴又は告発の事実と食い違いがあり、甚しく誤った訴えであっても、誣告とは厳格に区別しなければならない。

3 公安機関、人民検察院又は人民法院は、通報人、告訴人、告発人及びその近親者の安全を保障しなければならない。通報人、告訴人又は告発人が、自己の氏名、及び通報、告訴又は告発の行為を公にすることを欲しない場合には、その機密を守らなければならない。

第一百条 人民法院、人民検察院又は公安機関は、通報、告訴、告発及び自首の資料について、管轄に従って、迅速に審査を行い、犯罪事実が存在し刑事責任を追及する必要があると認めた場合には、事件を立件しなければならない。犯罪事実が存在しないか又は犯罪事実が著しく軽微で、刑事責任を追及する必要があると認めない場合には、事件を立件せず、立件しない理由を告訴人に通知する。告訴人は、不服があるときは、再議を申し立てることができる。

第一百一条 人民検察院が、公安機関は立件捜査すべき事件を立件捜査していないと認めて、又は被害者が公安機関は立件捜査すべき事件を立件捜査していないと認めて、人民検察院に申し出た場合、人民検察院は、公安機関に立件しない理由を説明するよう要求しなければならない。人民検察院は、公安機関の立件しない理由が成立不可能であると認めた場合、公安機関に立件するよう通知しなければならないが、公安機関はその通知を受け取った後に立件しなければならない。

第一百十二条 自訴事件については、被害者は直接人民法院に訴えを提起する権利を有する。被害者が死亡するか又は行為能力を喪失した場合には、被害者の法定代理人及び近親者は人民法院に訴えを提起する権利を持つ。人民法院は法により受理しなければならない。

第二章 捜査

第一節 一般規定

第一百三十三条 公安機関は、立件した刑事事件について捜査し、被疑者が有罪であるか無

罪であるか、また、罪が軽いか重いかに関する証拠資料を収集し、取調べなければならない。現行犯又は重大な容疑者については、法により直ちに勾留することができる。逮捕の要件に当たる被疑者については、法により逮捕しなければならない。

第百十四条 公安機関は、捜査を経て、証拠によって犯罪事実を証明できる事件について予備審査を行い、収集して、取調べた証拠資料を確認しなければならない。

第百十五条 当事者又は弁護人、訴訟代理人、利害関係者は、司法機関及びその職員が次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合、当該機関に対し、上訴又は告訴をする権利を持つ。

- 一 強制措置を受け法の定める期間が満了したものの、釈放、解除又は変更をしない場合。
- 二 立保証の保証金を返還すべきであるものの、返還しない場合。
- 三 事件と関わりのない財物について、封印、差押え、凍結の措置を講じた場合。
- 四 封印、差押え、凍結の措置を解除すべきであるものの、解除しない場合。
- 五 汚職、横領、私情にとらわれた不当分割、交換、規定の違反によって、封印、差押え、凍結された財物を使用した場合。

2 上訴又は告訴を受理する機関は、速やかに処理しなければならない。処理に対し不服がある場合には、同級の人民検察院に上訴することができる。人民検察院が直接受理した事件については、直近上級の人民検察院に上訴することができる。人民検察院は、上訴に対し、速やかに審査し、事実には属する場合には、関連機関に通知し、是正させなければならない。

第二節 被疑者の取調べ

第百十六条 被疑者の取調べは、人民検察院又は公安機関の捜査官が責任をもって行わなければならない。取調べに当たっては、捜査官は二人より少なくしてはならない。

2 被疑者が留置場に送致され、拘禁された後、捜査官による当該者への取り調べは、留置場内で行われなければならない。

第百十七条 逮捕又は勾留の必要のない被疑者については、所在地の市又は県内の指定の場所に出頭を求めるか、又はその住所で取調べを行うことができる。但し、人民検察院又は公安機関の証明書を提示しなければならない。現場で発見された被疑者については、執務証明書の提示を経て、口頭による召喚を求めることができる。但し、取り調べ記録にこれを明記しなければならない。

2 召喚又は勾引の持続時間は、最長十二時間を超えてはならない。事件の情状が特別に重大で、複雑であり、勾留、逮捕措置を講じる必要がある召喚、勾引の持続時間は、最長二十四時間を超えてはならない。

3 連続的な召喚又は勾引の形式で被疑者を拘禁してはならない。被疑者を召喚又は勾引する場合、被疑者の飲食及び必要な休憩時間を保証しなければならない。

第一百八条 捜査官は、被疑者の取調べに当たって、まず被疑者の犯行の有無を取調べ、被疑者に有罪の情状についての陳述又は無罪についての弁解を行わせた後、質問をしなければならない。被疑者は、捜査官の質問に対して、ありのままに答えなければならない。但し、当該事件と関係のない質問に対しては、回答を拒否する権利を有する。

2 捜査官は、被疑者の取調べに当たって、被疑者に、ありのままに自らの犯行を供述する場合、寛大に処理される旨の法律規定を告知しなければならない。

第一百九条 聴覚障害、発話発声障害のある被疑者の取調べには、手話に通曉した者を加えるとともに、その状況を記録に明記しなければならない。

第一百二十条 取調べ記録は、被疑者に誤りのないことを確かめさせなければならない。閲読能力のない者には、読み聞かせなければならない。記載に遺漏又は誤りがあった場合、被疑者は補充又は変更を申し立てることができる。被疑者は、記録に誤りがないことを許可した後、署名又は押印しなければならない。捜査官も記録に署名しなければならない。被疑者が供述を自ら筆記することを要請するときは、許諾しなければならない。必要ときは、捜査官も被疑者が自ら供述を筆記するよう求めることができる。

第一百二十一条 捜査官は被疑者を取り調べる際に、取り調べの過程を録音又は録画することができる。無期懲役、死刑の判決が下される可能性のある事件又はその他の重大な犯罪事件については、取り調べの過程を録音又は録画しなければならない。

2 録音又は録画は全過程で行われなければならない、完全性を保たなければならない。

第三節 証人尋問

第一百二十二条 捜査官による証人尋問は、現場で行うことができ、また証人の所属する単位の構内又は証人が指定した場所で行うことができる。必要などときには、証人に通知して人民検察院又は公安機関で証言させることもできる。現場で証人尋問を行う場合には、執務証明書を提示しなければならない、証人の所属する単位、住所又は証人が指定した場合で証人尋問を行う場合には、人民検察院又は公安機関の証明書を提示しなければならない。

2 証人尋問は個別に行わなければならない。

第一百二十三条 証人を尋問する際には、証人は証拠、証言をありのままに提供しなければならないこと、及び意図的に偽証するか又は罪証を隠匿したとき負わなければならない法律上の責任を告知しなければならない。

第一百二十四条 第一百二十条の規定は、証人尋問にも適用する。

第二百二十五条 被害者の尋問には、この節各条の規定を適用する。

第四節 検証及び身体検査

第二百二十六条 捜査官は、犯罪に関係のある場所、物、身体又は死体について、検証又は検査を行わなければならない。必要なときは、専門知識を持つ者を指名派遣するか又は招聘して、捜査員の主宰の下に検証、身体検査を行うことができる。

第二百二十七条 いかなる単位及び個人も、すべて犯罪現場を保全するとともに、直ちに公安機関に検証のための係員を派遣するよう通知する義務を負う。

第二百二十八条 捜査官は、検証又は身体検査を行うときは、人民検察院又は公安機関の証明書を所持しなければならない。

第二百二十九条 死因不明の死体について、公安機関は解剖を決定する権利を持つとともに、死者の家族に現場に立ち会うことを通知する。

第二百三十条 被害者又は被疑者の一定の特徴、傷害状況又は生理的状态を確認するため、その身体を検査することができ、指紋情報を採取し、血液、尿等の検体を採取することができる。

2 被疑者が身体検査を拒否した場合に、捜査官が必要と認めるときは、強制的に身体を検査することができる。

3 女子の身体検査は、女子職員又は医師が行わなければならない。

第二百三十一条 検証及び身体検査の状況は記録にとどめ、検証又は身体検査に加わった者及び立会人が署名又は押印しなければならない。

第二百三十二条 人民検察院は、事件の審査に当たって、公安機関の検証又は身体検査について、再検証又は再検査の必要を認めたときは、公安機関に再検証又は再検査を要求することができ、また検察官を派遣してそれに参加させることができる。

第二百三十三条 事件の内容を明らかにするために、必要なときは、公安機関の責任者の許可を経て、捜査実験を行うことができる。

2 捜査実験の状況については、記録にとどめ、実験に参加した者が署名又は押印しなければならない。

3 捜査実験においては、危険を生じ、人格を侮辱し、又は風紀を害するおそれのある行為は、すべて禁止する。

第五節 搜索

第三百三十四条 捜査官は、犯罪の証拠を収集し、犯人を検挙するため、犯人若しくは犯罪の証拠を蔵匿する可能性のある者又は被疑者の身体、物品、住居その他の関係ある場所について捜索をすることができる。

第三百三十五条 いかなる単位及び個人も、人民検察院又は公安機関の要求に応じて、被疑者の有罪又は無罪を証明する物証、書証及び視聴覚資料等の証拠を提供する義務を負う。

第三百三十六条 捜索を行うに当たっては、捜索を受ける者に対し、捜索状を提示しなければならない。

2 逮捕又は勾留を執行するに当たって、緊急な場合には、捜索状がなくても捜索を行うことができる。

第三百三十七条 捜索においては、捜索を受ける者又はその家族、隣人若しくはその他の立会人を立ち合わせなければならない。

2 女子の身体の捜索は、女子職員が行わなければならない。

第三百三十八条 捜索の状況は記録にとどめ、捜索員及び捜索を受ける者又はその家族、隣人若しくはその他の立会人が署名又は押印しなければならない。捜索を受ける者又はその家族が逃亡中であるか、又は署名、押印を拒否した場合は、記録にその旨を記載しなければならない。

第六節 物証及び書証の封印、差押え

第三百三十九条 捜査活動中に発見した被疑者の有罪又は無罪を証明する各種の財物及び文書は、封印、差押えなければならない。事件と関係のない財物及び文書は封印、差押えてはならない。

2 封印、差押えた財物及び文書については、適切に保管又は封緘しなければならず、使用、交換又は破損してはならない。

第三百四十条 封印、差押えとした財物及び文書については、現場において立会人及び封印、差押えられた財物及び文書の所有者が共同で十分に点検した上、その場において目録を二部作成し、捜査官、立会人及び所有者が署名又は押印し、一部を所有者に交付し、もう一部は審理の参考とするため記録に添付する。

第三百四十一条 捜査官は、被疑者の郵便物又は電報を差し押さえる必要があると認めるときは、公安機関又は人民検察院の許可を経て、直ちに郵便電信機関に通知し、関係する郵便物又は電報を提出させ、差し押さえることができる。

2 差押えを継続する必要のない場合は、速やかに郵便電信機関に通知しなければなら

い。

第四百二十二条 人民検察院又は公安機関は、犯罪捜査の必要に応じて、規定に従い、被疑者の預金、送金、債券、株券又は基金持分等の財産を照会し、凍結することができる。関係機関及び個人はこれに協力しなければならない。

2 被疑者の預金、送金、債券、株券又はファンド持分等の財産がすでに凍結されている場合は、重複して凍結してはならない。

第四百二十三条 封印、差押えとした財物、文書、郵便物、電報又は凍結した預金、送金、債券、持株、ファンド持分等の財産について、調査の結果によって事件と関係のないことが明らかになったものは、三日以内に封印、差押え、凍結を解除し、返還しなければならない。

第七節 鑑定

第四百二十四条 事件の内容を明らかにするため、事件に含まれる専門的な問題を解決する必要があるときは、専門知識を持つ者を選任・派遣し、又は招聘して、鑑定させなければならない。

第四百二十五条 鑑定人は、鑑定した後、鑑定意見を書面にし、署名しなければならない。

2 鑑定人は、故意に虚偽の鑑定を行った場合、法律上の責任を負わなければならない。

第四百二十六条 捜査機関は、証拠として用いる鑑定意見を被疑者及び被害者に告知しなければならない。被疑者又は被害者の申請があるときは、追加鑑定又は再鑑定をすることができる。

第四百二十七条 被疑者に対する精神鑑定の期間は事件処理期間に算入しない。

第八節 技術的捜査措置

第四百四十八条 公安機関は、立件後、国家の安全を脅かす犯罪、テロリストによる犯罪、暴力集団による犯罪、重大な薬物犯罪又はその他の社会に著しく危害を及ぼす犯罪事件について、厳密な許可手続きを経て、技術的捜査措置を講じることができる。

2 人民検察院は、立件後、重大な汚職、賄賂による犯罪事件及び職務上の権限をもって公民の人身上の権利を著しく侵害した重大な犯罪事件について、犯行を捜査する必要に基づき、厳密な許可手続きを経て、技術的捜査措置を講じ、規定により関係機関に委ねて、執行させることができる。

3 指名手配するか又は逮捕を許可、決定した逃亡中の被疑者又は被告人を追跡し捕捉するに当たって、許可を経て、追跡・捕捉に必要な技術的捜査措置を講じることができる。

第百四十九条 許可決定は犯行捜査の必要性に基づき、採用する技術的捜査措置の種類と適用対象を確定しなければならない。許可の決定は発行した日から三月以内において有効である。技術的捜査措置を継続する必要がある場合には、速やかに解除しなければならない。複雑で、疑義がある事件について、期間が満了しても技術的捜査措置を継続して講じる必要がある場合には、許可を経て、有効期間を延長することでき、1回の延長につき三月を超えてはならない。

第百五十条 技術的捜査措置を講じるに当たって、許可された措置の種類、適用対象及び期間に厳つき厳格に執行しなければならない。

2 捜査官は技術的捜査措置を講じることによって知り得た国家機密、営業秘密及び個人のプライバシーに関わる情報について、機密を保持しなければならない。技術的捜査措置を講じることによって得られた事件と関係のない資料について、速やかに消去しなければならない。

3 公安機関は、法により技術的捜査措置を講じる場合、関係単位及び個人がこれに協力し、関連状況に関する機密を保持しなければならない。

第百五十一条 事件の内容を明らかにするため、必要に応じ、公安機関の責任者による決定を経て、関係者は、その身元を隠したまま捜査を実施することができる。但し、他人に罪を犯すよう誘惑してはならず、公共安全を脅かすおそれのある、又は重大な人身上の危険をもたらすおそれのある方法を採用してはならない。

薬物の交付等禁制品又は財物に関わる犯罪活動について、公安機関は犯罪捜査の必要性に基づき、規定により監視のもとで交付することができる。

第百五十二条 この節の規定により、捜査措置によって収集した資料は、刑事訴訟において証拠として利用することができる。証拠の利用は関係者の人身上の安全を脅かすおそれのある、又はその他の重大な悪影響を引き起こすおそれのある場合、関係者の身元、技術手段を明らかにしない保護措置を講じなければならない。必要のある場合、裁判官が法廷外で証拠を確認することができる。

第九節 指名手配

第百五十三条 公安機関は、逮捕すべき被疑者が逃走中の場合、効果的な措置を講じ、追跡し捕捉するため、指名手配令状を発付することができる。

2 各級公安機関は、管轄区域内において指名手配令状を発付することができる。管轄区域外においては、決定権を持つ上級機関に報告して発付を請求しなければならない。

第十節 捜査の終結

第百五十四条 被疑者逮捕後の捜査のための身柄拘束期間は、二月を超えてはならない。事件の内容が複雑で、期間内に捜査を終結しえない事件については、直近上級の人民検

察院の許可を経て、一月延長することができる。

第一百五十五条 特殊な原因で、比較的長い期間裁判に移すことができない特別重大で複雑な事件については、最高人民検察院は、全国人民代表大会常務委員会に審理延期の許可を請求する。

第一百五十六条 次の各号に掲げる事件が、第一百五十四条の規定の期限内に捜査を終結しえない場合には、省、自治区又は直轄市人民検察院の許可又は決定を経て、二月延長することができる。

- 一 交通が極めて不便で辺りな地区の重大で複雑な事件。
- 二 犯罪集団による重大な事件。
- 三 放浪中に犯罪を犯した重大で複雑な事件。
- 四 犯罪が広い範囲にわたり、証拠を収集することが困難な重大で複雑な事件。

第一百五十七条 被疑者に対し懲役十年以上の刑に処する可能性があり、第一百五十六条の規定による延長期限内になお捜査を終結しえない場合には、省、自治区又は直轄市の人民検察院の許可又は決定を経て、さらに二月延長することができる。

第一百五十八条 捜査期間において、被疑者にほかに重大な犯罪行為があることが判明した場合、第一百五十四条の規定に従って、判明した日から捜査のための身柄拘束期間を改めて計算する。

2 被疑者が本当の氏名、住所を言わず、身元が不明であるときは、捜査のための身柄拘束期間は、その者の身元が明らかになった日から起算する。但し、その犯行に対する捜査、証拠収集を停止してはならない。犯罪事実が明らかで、証拠が確実で、十分である場合は、その者の自称する氏名で訴えを提起し、裁判することもできる。

第一百五十九条 事件の捜査が終結する前に、弁護士である弁護人が請求する場合、捜査機関は弁護士である弁護人の意見を聴取し、記録にとどめなければならない。弁護士である弁護人が書面による意見を提出する場合には、記録に添付しなければならない。

第一百六十条 公安機関は、捜査を終結した事件については、犯罪事実が明らかで、証拠が確実で、十分であるようにしなければならない。さらに、起訴意見書を作成して、事件の関係資料、証拠とともに同級の人民検察院に送致し、審査決定を求めなければならない。同時に、事件の移送状況を被疑者及びその弁護士である弁護人に告知する。

第一百六十一条 捜査の過程において、被疑者の刑事責任を追及すべきでないことが判明したときは、事件の立件を取り消さなければならない。被疑者がすでに逮捕されているときは直ちに釈放し、釈放証明を発行するとともに、逮捕を許可した人民検察院に通知しなければならない。

第十一節 人民検察院が直接受理する事件の捜査

第百六十二条 人民検察院が直接受理する事件の捜査については、この章の規定を適用する。

第百六十三条 人民検察院が直接受理する事件の中に、第七十九条、第八十条第四号又は第五号の規定に該当する事情があり、被疑者を逮捕し、又は勾留する必要があるときは、人民検察院が決定し、公安機関がこれを執行する。

第百六十四条 人民検察院は、直接受理する事件について、勾留された者に対しては、勾留後二十四時間以内に取り調べを行わなければならない。勾留が不当であると判明した場合は、速やかに釈放し、釈放証明を発行しなければならない。

第百六十五条 人民検察院は、直接受理する事件について被勾留者を逮捕する必要があると認めた場合は、十四日以内に決定しなければならない。特別な場合には、逮捕を決定する期間は一日乃至四日延長することができる。逮捕の必要のない場合には、速やかに釈放し、捜査を継続する必要がある、且つ立保証又は居住監視の要件に該当する場合には、法によって立保証又は居住監視を行うことができる。

第百六十六条 人民検察院は、捜査を終結した事件については、公訴の提起、不起訴又は事件取り消しの決定をしなければならない。

第三章 公訴の提起

第百六十七条 公訴を提起する必要がある事件は、すべて人民検察院が審査し、決定する。

第百六十八条 人民検察院は、事件の審査に当たって、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 犯罪事実、情状が明らかであるかどうか、証拠が確実、十分であるかどうか、犯罪の性質及び罪名の認定が正しいかどうか。
- 二 犯行及び他に刑事責任を追及すべき者の遺漏がないかどうか。
- 三 刑事責任を追及すべきでない場合かどうか。
- 四 附帯民事訴訟があるかどうか。
- 五 捜査活動が適法かどうか。

第百六十九条 人民検察院は、公安機関から送致された起訴事件について、一月以内に決定を下さなければならない。重大で、複雑な事件については半月延長することができる。

2 人民検察院により審査、起訴された事件の管轄が変更された場合は、変更された後の人民検察院が事件を受理した日から、起訴の期間を起算する。

第百七十条 人民検察院は、事件の審査に当たって被疑者を取調べなければならず、弁

護人、被害者及び訴訟代理人から意見を聴取し、事件の記録にとどめなければならない。弁護人、被害者及び訴訟代理人が書面による意見を提出する場合には、事件の記録に添付しなければならない。

第一百七十一条 人民検察院は、事件の審査に当たって、公安機関に公判のための必要な証拠資料の提供を要求することができる。第五十四条の規定する不法な方法で証拠を収集する可能性があると認めるときは、証拠の収集における適法性について説明するよう求めることができる。

2 人民検察院は、事件の審査に当たって、追加捜査の必要なものについては、公安機関に差戻して追加捜査をさせ、又は自ら捜査を行うことができる。

3 追加捜査の事件については、一月以内に追加捜査を終了しなければならない。追加捜査は二回を限度とする。追加捜査が終了して、人民検察院に送致したときは、人民検察院は審査、訴えの提起期間を改めて計算する。

4 二回に渡る追加捜査をした事件について、人民検察院は、証拠がなお不十分であり、起訴の要件に該当しないと認めるときは、不起訴の決定を行うことができる。

第一百七十二条 人民検察院は、被疑者の犯罪事実が確認され、証拠が確実、十分であり、法により刑事責任を追及しなければならないと認めるときは、起訴の決定を行い、裁判管轄の規定に従って、人民法院に公訴を提起しなければならないが、事件の記録資料、証拠を人民法院に送致しなければならない。

第一百七十三条 被疑者に犯罪事実がない、又は第十五条の規定する事由の一つがある場合は、人民検察院は不起訴の決定を行わなければならない。

2 犯罪の情状が軽く、刑法の規定により刑に処する必要のないもの又は刑を免除するものについては、人民検察院は不起訴の決定を行うことができる。

3 人民検察院は、不起訴を決定するとともに、捜査中に封印、差し押え、凍結とした財物に対する封印、差し押え、凍結を解除しなければならない。不起訴とされた者に対して行政罰若しくは行政処分を課し、又は不法な所得を没収する必要があるときは、人民検察院は、検察意見を提出し、関係する主管機関に移し、処理させなければならない。関係する主管機関は、その処理の結果を速やかに人民検察院に通知しなければならない。

第一百七十四条 不起訴の決定は、公示するとともに、不起訴決定書を不起訴とされた者及びその所属する単位に交付しなければならない。不起訴とされた者が拘禁されている場合は、直ちに釈放しなければならない。

第一百七十五条 公安機関が送致した起訴事件に対し、人民検察院が不起訴を決定した場合は、不起訴決定書を公安機関に送達しなければならない。公安機関は、不起訴の決定が誤りであると認められた場合、再議を申請することができ、再議の意見が受け入れられない場合には、直近上級の人民検察院に再審査を求めることができる。

第七十六条 被害者のある事件に対する不起訴の決定をするについては、人民検察院は、不起訴決定書を被害者に送達しなければならない。被害者が不服の場合、決定書を受け取った日から七日以内に、直近上級の人民検察院に上訴し、公訴を提起するよう請求することができる。人民検察院は、再審査の決定を被害者に告知しなければならない。人民検察院が不起訴の決定を維持する場合には、被害者は、人民法院に訴えを提起することができる。また、被害者は（直近上級の人民検察院への）上訴を経ず、直接人民法院に訴えを提起することもできる。人民法院が事件を受理した後、人民検察院は、事件に関する資料を人民法院に移送しなければならない。

第七十七条 人民検察院が第七十三条第二項の規定によって行った不起訴の決定に対し、不起訴とされた者が不服の場合には、決定書を受け取った日から七日以内に人民検察院に上訴することができる。人民検察院は、再審査の決定を行わなければならない、不起訴とされた者に告知するとともに、公安機関にその謄本を送達しなければならない。

第三編 裁判

第一章 裁判組織

第七十八条 基層人民法院及び中級人民法院は、第一審事件の裁判に当たって、裁判官三名又は裁判官と人民陪審員との合計三名による合議体を構成して裁判しなければならない。但し、基層人民法院が簡易手続を適用する事件については、裁判官一名が単独で裁判することができる。

2 高級人民法院及び最高人民法院は、第一審事件の裁判に当たって、裁判官三名乃至七名で、又は裁判官と人民陪審員との合計三名乃至七名による合議体を構成して裁判しなければならない。

3 人民法院で職務を執行する人民陪審員は、裁判官と同等の権利を持つ。

4 人民法院は、抗告及び抗訴⁸事件の裁判においては、裁判官三名乃至五名による合議体を構成して裁判する。

5 合議体の構成員の人数は、奇数でなければならない。

6 合議体は、院長または延長が裁判官一名を指定して裁判長とする。院長又は延長が事件の裁判に加わるときは、自ら裁判長となる。

第七十九条 合議体が行う評議において意見が分かれた場合は、多数者の意見で決定しなければならない。但し、少数者の意見は記録にとどめておかななければならない。評議の記録には、合議体の構成員が署名する。

⁸中国語は「抗訴」。法的権限を持つ機関が国を代表して監督権を行使し、誤りがあると認める第一審の判決又は裁定について、直近上級の人民法院に再度裁判を行うよう請求する訴訟行為。以下同様。——訳注

第一百八十条 合議体は、開廷し、審理し、且つ評議してから、判決を言い渡さなければならない。疑義があり、複雑で、重大な事件について、合議体が決定を行うことが困難であると認めた場合は、合議体は事件を院長に送付して、裁判委員会が討議し決定する。合議体は、裁判委員会の決定を執行しなければならない。

第二章 第一審手続

第一節 公訴事件

第一百八十一条 人民法院は、公訴が提起された事件を審査した後、起訴状に明らかな犯罪事実の記載がある場合には、開廷し、裁判を行うを決定しなければならない。

第一百八十二条 人民法院は、開廷し、裁判を行うことを決定した後、合議体の構成員の人数を確定し、人民検察院の起訴状の謄本を遅くとも開廷の十日前までに被告人及び弁護人に送達しなければならない。

2 開廷の前に、裁判官は公訴人、当事者、弁護人、訴訟代理人を招請し、忌避、出廷する証人の名簿、不法証拠の排除等裁判と関わりのある問題について、状況を把握し、意見を聴取することができる。

3 人民法院は、開廷の期日を確定した後、開廷の期日及び場所を人民検察院に通知しなければならない。当事者を召喚し、弁護人、訴訟代理人、証人、鑑定人、及び通訳者又は翻訳者に通知する。召喚状及び通知書は遅くとも開廷の三日前までに送達する。公開裁判の事件は、開廷の三日前までに、あらかじめ事件名、被告人の氏名、開廷の期日及び場所を公示する。

4 前項の活動状況は、記録にとどめ、裁判官及び書記員が署名しなければならない。

第一百八十三条 人民法院の第一審事件の裁判は、公開して行わなければならない。但し、国家機密又は個人のプライバシーに関わる事件は、審理を公開しない。営業秘密に関わる事件については、当事者が審理を公開しないことを申し立てる場合、審理を公開しないようにすることができる。

2 審理を公開しない事件については、法廷で審理を公開しない理由を表明しなければならない。

第一百八十四条 人民法院が公訴事件を審理するときは、人民検察院は、担当者を法廷に出席させ、公訴を支持させなければならない。

第一百八十五条 裁判長は、開廷に際し、当事者が出頭したか否かを確認し、事件名を宣言する。また、合議体の構成員、書記員、公訴人、弁護人、訴訟代理人、鑑定人及び翻訳者の名簿を読み上げ、当事者が合議体の構成員、書記員、公訴人、鑑定人及び通訳者又は翻訳者に対し忌避を請求する権利を持つことを告知し、さらに被告人が弁護の権利を

持つことを告知する。

第八十六条 公訴人が法廷において起訴状を朗読した後、被告人及び被害者は、起訴状に記載した犯罪事実について陳述することができる。また、公訴人は、被告人を尋問することができる。

2 被害者、附帯民事訴訟の原告及びその弁護人又は訴訟代理人は、裁判長の許可を得て、被告人に質問することができる。

3 裁判官は、被告人を尋問することができる。

第八十七条 公訴人、当事者又は弁護人、訴訟代理人が証人の証言に異議があり、且つ証人の証言が事件の犯罪認定及び刑の量定に重大な影響を及ぼし、人民法院は、証人が出廷し、証言する必要があると認める場合には、証人は出廷して、証言しなければならない。

2 人民警察で職務を執行する際に目撃した犯罪の状況について、証人として出廷し、証言するときは、前項の規定を適用する。

3 公訴人、当事者又は弁護人、訴訟代理人が鑑定意見に対して異議があり、人民法院が鑑定人の出廷が必要であると認めた場合、鑑定人は出廷して証言しなければならない。人民法院の通知を経て、鑑定人が出廷、証言を拒んだ場合、鑑定意見を事件確定のための根拠としてはならない。

第八十八条 人民法院の通知を経て、証人が正当な理由なくして、出廷して証言しない場合には、人民法院は当該者が出頭するよう強いることができる。但し、被告人の配偶者、父母、子女を除く。

2 証人が正当な理由なくして出廷を拒否し、又は出廷しても証言を拒む場合には、訓戒を与える。情状が重い場合には、院長の許可を経て、十日以下の勾留に処する。処罰を受けた者は、勾留決定に不服がある場合には、直近上級の人民法院に再議を申し立てることができる。再議の期間中、執行は停止されない。

第八十九条 裁判官は、証人が立証するに当たって、証言をありのままに提供しなければならないこと、及び意図的に偽証するか又は罪証を隠匿した場合に、負わなければならない法律上の責任を告げなければならない。公訴人、当事者又はその弁護人若しくは訴訟代理人は、裁判長の許可を経て、証人、鑑定人に質問することができる。裁判長は質問の内容が事件と無関係であると認めたときは、制止しなければならない。

2 裁判官は、証人及び鑑定人を尋問することができる。

第九十条 公訴人及び弁護人は、法廷で物証を示して、当事者に弁別させなければならない。出頭していない証人の証言記録、鑑定人の鑑定意見、検証記録その他の証拠となる書類は、法廷において朗読しなければならない。裁判官は、公訴人、当事者、弁護人

及び訴訟代理人の意見を聴取しなければならない。

第九十一条 合議体は、法廷審理の過程において証拠に対して疑問がある場合、証拠に対する調査、確認を行うため休廷を宣言することができる。

2 人民法院は、証拠を調査し、確認する際、検証、身体検査、封印、差押え、鑑定、(預金又は送金の)調査及び凍結をすることができる。

第九十二条 法廷審理の過程において、当事者と弁護士、訴訟代理人は新たな証人に出頭するよう通知すること、新たな物証を取り調べること、鑑定又は現場検証を改めて行うことを申し立てる権利を有する。

2 公訴人、当事者及び弁護士、訴訟代理人は、法廷に対し、専門知識を持つ者に出廷を通知し、鑑定人が提出した鑑定意見に意見を提出させるよう申し立てることができる。

3 法廷は、上述の申立てについて、採用するか否かの決定を下さなければならない。

4 第二項に規定する専門知識を持つ者が出廷するときは、鑑定人に関わる規定を適用する。

第九十三条 法廷の審理における犯罪の認定及び刑の量定に関わる事実、証拠については、調査、弁論をしなければならない。

2 公訴人、当事者、弁護士及び訴訟代理人は、裁判長の許可を得て、証拠及び事件の事情について意見を表明することができ、さらに相互の弁論を行うことができる。

3 裁判長が弁論終結を言渡した後、被告人は最後に陳述する権利を持つ。

第九十四条 裁判長は、法廷での裁判の過程において、訴訟参加者又は傍聴人が法廷の秩序に違反した場合には、警告して制止しなければならない。制止を無視した場合は、強制的に退廷させることができ、情状が重い場合は、千元以下の過料又は十五日以下の監置に処することができる。過料及び監置は、院長の許可を得なければならない。処罰された者が過料又は監置の決定を不服とする場合には、直近上級の人民法院に再議を申請することができる。再議の期間中、執行は停止されない。

2 法廷において騒ぎ、又は法廷を攻撃し、司法に関わる職員を侮辱し、誹謗し、脅迫し、又は殴打し、法廷の秩序を著しく乱し、犯罪を構成する者に対し、法により刑事責任を追究する。

第九十五条 被告人が最後に陳述した後、裁判長が休廷を宣し、合議体は、評議を行い、明らかとなった事実、証拠及び関係する法律の規定に基づいて、それぞれ、次の各号に掲げる判決をする。

一 事件の事実が明らかであり、証拠が確実、十分で、法律に基づいて被告人が有罪

であると認めたものについては、有罪の判決をしなければならない。

- 二 法律に基づいて、被告人が無罪であると認めたものについては、無罪の判決をしなければならない。
- 三 証拠が不十分で被告人が有罪であると認めることができないものについては、証拠が不十分で、公訴の犯罪が成立しえないという無罪の判決をしなければならない。

第九十六条 判決の宣告は、すべて公開して行う。

2 法廷で判決を宣告した場合は、五日以内に判決書を当事者及び公訴を提起した人民検察院に送達しなければならない。期日を定めて判決を宣告する場合は、宣告後直ちに判決書を当事者及び公訴を提起した人民検察院に送達しなければならない。判決書は、弁護士、訴訟代理人に同時に送達しなければならない。

第九十七条 判決書には、裁判官及び書記員が署名するとともに、抗告の期間及び抗告の法院を明記しなければならない。

第九十八条 法廷での裁判の過程において、次の各号に掲げる事由のいずれかが発生し、裁判の進行に影響するときは審理を延期することができる。

- 一 新たな証人に出頭を通知し、新たな物証を取調べ、又は再鑑定若しくは再検証を行うことが必要なとき。
- 二 検察官が、公訴を提起した事件について追加捜査が必要なことを発見し、その旨の意見を提出したとき。
- 三 忌避が請求されたため裁判が進められないとき。

第九十九条 第九十八条第二号の規定により審理を延期する事件については、人民検察院は一月以内に追加捜査を終結しなければならない。

第二百条 裁判の過程において、次の各号に掲げる事由のいずれかによって、事件が長期間、審理を継続することができない場合、審理を中止することができる。

- 一 被告人が重病のため出廷できないとき。
- 二 被告人が逃亡したとき。
- 三 自訴人が重病のため出廷できず、訴訟代理人の出廷を依頼しないとき。
- 四 不可抗力事由によるとき。

2 審理を中止する事由が消滅した後、審理を回復しなければならない。審理の中止期間は審理期間に算入しない。

第二百一条 法廷でのすべての裁判活動は、書記員が記録し、裁判長の審査、閲覧を経た後、裁判長及び書記員が署名しなければならない。

2 法廷記録における証人の証言部分は、法廷で朗読するか又は証人に交付して閲覧させなければならない。証人は、誤りのないことを確かめた後、署名又は押印しなければならない。

らない。

3 法廷記録は、当事者に交付して閲覧させるか又は当事者に対して読み聞かせなければならない。当事者は、記録に漏れ又は誤りを認めた場合、補充又は変更を請求することができる。当事者は、誤りのないことを確かめた後、署名又は押印しなければならない。

第二百二条 人民法院は、公訴事件を審理するに当たって、受理後二月以内に判決を宣告しなければならない。遅くとも三月を超えてはならない。死刑の判決が言い渡される可能性のある事件、又は第一百五十六条に規定する事由のいずれかに該当する場合には、省直近上級の人民法院の許可又は決定を経て、さらに三月延長することができる。特別の事情によりさらに延長する必要がある場合には、最高人民法院に報告してその許可を求める。

2 人民法院の管轄が変更された事件については、変更後の人民法院が事件を受理した日から審理の期間を起算する。

3 人民検察院が追加捜査を行う事件については、追加捜査が終結して、事件を人民法院に移した後、審理期間を改めて起算する。

第二百三条 人民検察院は人民法院が事件の審理にあたり、法律に定める訴訟手続に違反していることを発見した場合、人民法院に対して、是正意見を提出する権利を有する。

第二節 自訴事件

第二百四条 自訴事件は、次の各号に掲げる事件とする。

- 一 (被害者側の) 告訴を待って処理する事件。
- 二 被害者が証明できる証拠を有する軽微な刑事事件。
- 三 被害者が、被告人の被害者に対する人身又は財産的権利を侵害した行為について、法により刑事責任を追及すべきことを証明する証拠を有するにもかかわらず、公安機関又は人民検察院が被告人の刑事責任を追及しなかった事件。

第二百五条 人民法院は、自訴事件について審理した後、次の各号に掲げる事由に応じてそれぞれ処理する。

- 一 犯罪事実が明らかで、十分な証拠がある事件については、開廷し、裁判を行わなければならない。
 - 二 犯罪の証拠が不十分な自訴事件については、自訴人が追加的な証拠を提出できないときは、自訴人を説得して自訴を撤回させるか、又は裁定により却下しなければならない。
- 2 自訴人が、法による二回にわたる召喚に対して正当な理由なくして出頭を拒み、又は法廷の許可を受けず中途退廷したときは、自訴を撤回したものとして処理する。

3 法廷での審理の過程において、裁判官が証拠に疑いを持ち、調査し、確認する必要があるときは、第百九十一条の規定を適用する。

第二百六条 人民法院は、自訴事件について、調解を行うことができる。自訴人は、判決の宣告があるまでは、被告人と自ら和解し、又は自訴を撤回することができる。第二百四条第三号に規定する事件については、調解を適用しない。

2 人民法院による自訴事件の審理期間については、被告人が身柄を拘束される場合は、第二百二条第一項、第二項の規定を適用し、身柄を拘束されない場合は、受理後の六月以内に判決を宣告しなければならない。

第二百七条 自訴事件の被告人は、訴訟の過程において、自訴人に対し反訴を提起することができる。反訴には自訴の規定を適用する。

第三節 簡易手続

第二百八条 基礎人民法院が管轄する事件は、次の各号に掲げる要件を満たす場合、簡易手続を適用し、裁判することができる。

- 一 事件の事実が明らかであり、証拠が十分である場合。
- 二 被告人が自らの犯行を認め、公訴された犯罪の事実に異議を持たない場合。
- 三 被告人が簡易手続の適用に異議を持たない場合。

2 人民検察院は公訴を提起するとき、人民法院に対し簡易手続の適用を提言することができる。

第二百九条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、簡易手続を適用しない。

- 一 被告人が視覚障害者、聴覚障害者、若しくは言語機能障害者又は意思能力をまだ完全に失っていない精神上的障害を持っている者である場合。
- 二 重大な社会的影響を持つ場合。
- 三 共同犯罪事件のうち被告人の一部が罪を認めない又は簡易手続の適用に異議を持つ場合。
- 四 その他簡易手続を適用して審理をすべきでない場合。

第二百十条 簡易手続を適用して審理する事件については、懲役三年以下の判決が言い渡される可能性のある場合、合議体を構成して審理することができ、裁判官一名が単独で裁判することもできる。懲役三年以上の判決が言い渡される可能性のある場合、合議体を構成して裁判をしなければならない。

2 簡易手続を適用して審理する公訴事件については、人民検察院は担当者を選任・派遣し、法廷に出席させなければならない。

第二百十一条 簡易手続を適用して審理する事件については、裁判官は被告人に、公訴された犯罪の事実に対する意見を質問し、被告人に簡易手続を適用して審理する法律規定を告知し、並びに被告人に簡易手続を適用して審理することに同意するかどうかを確認しなければならない。

第二百十二条 簡易手続を適用して審理する事件については、被告人及びその弁護人は、裁判官の許可を得て、公訴人、自訴人及びその訴訟代理人と相互に弁論することができる。

第二百十三条 簡易手続を適用して審理する事件については、この章第一節に定める送達期間、被告人の尋問、証人又は鑑定人の尋問、証拠の提示及び法廷の弁論手続に関する規定による制限を受けない。但し、判決を宣告する前に、被告人が最後に陳述する意見を聴取しなければならない。

第二百十四条 簡易手続を適用して審理する事件については、人民法院は、事件を受理した後二十日以内に審理して終結させなければならない。懲役三年以上の判決が言い渡される可能性のある場合には、一月半まで延長することができる。

第二百十五条 人民法院は、審理の過程において、簡易手続の適用が相当でないことが判明したときは、この章第一節又は第二節の規定により、改めて審理しなければならない。

第三章 第二審手続

第二百十六条 被告人、自訴人及びその法定代理人は、地方各級人民法院の第一審判決又は裁定を不服とする場合、書面又は口頭で直近上級の人民法院に抗告する権利を持つ。被告人の弁護人又は近親者は、被告人の同意を得て、抗告することができる。

2 附帯民事訴訟の当事者及びその法定代理人は、地方各級人民法院の第一審の判決又は裁定の中の附帯民事訴訟の部分について、抗告することができる。

3 被告人の抗告権は、いかなる口実をもってしてもこれを奪ってはならない。

第二百十七条 地方各級人民検察院は、同級の人民法院の第一審判決又は裁定が確実に誤りであると認めるときは、直近上級の人民法院に抗訴を提出しなければならない。

第二百十八条 被害者及びその法定代理人は地方各級人民法院の第一審判決を不服とするときは、判決書を受け取った日から五日以内に、人民検察院に抗訴を提出するよう請求する権利を有する。人民検察院は、被害者及びその法定代理人の請求を受理した日から五日以内に、抗訴するか否かの決定を行わなければならない。且つ請求人に通知しなければならない。

第二百十九条 判決を不服とする抗告及び抗訴の期間は十日、裁定を不服とする抗告及び抗訴の期間は五日とし、判決書又は裁定書を受け取った翌日から起算する

第二百二十条 被告人、自訴人、附帯民事訴訟の原告及び被告が、原審の人民法院を通して抗告した場合は、原審の人民法院は三日以内に抗告状を事件記録及び証拠とともに直近上級の人民法院に移送し、同時に抗告状謄本を同級の人民検察院及び相手方当事者に送付しなければならない。

2 被告人、自訴人、附帯民事訴訟の原告及び被告が第二審の人民法院に直接抗告した場合は、第二審の人民法院は三日以内に抗告状を原審の人民法院を通して、同級の人民検察院及び相手方当事者に送付させなければならない。

第二百二十一条 地方各級人民検察院が同級の人民法院の第一審判決又は裁定に対して抗訴する場合は、原審の人民法院を通して抗訴状を提出するとともに、抗訴状謄本を直近上級の人民検察院に送付しなければならない。原審の人民法院は、抗訴状を事件の記録及び証拠とともに直近上級の人民法院に移送すると同時に、抗訴状謄本を当事者に送付しなければならない。

2 上級の人民検察院は、抗訴を不当と認めた場合は、同級の人民法院に対する抗訴を取り下げるとともに、下級の人民検察院に通知する。

第二百二十二条 第二審の人民法院は、第一審判決が認定した事実及び適用した法律について全面的審査を行わなければならない。抗告又は抗訴の範囲に限定されない。

2 共犯の事件で一部の被告人のみが抗告したときは、事件全体について審査し、一括して処理しなければならない。

第二百二十三条 第二審の人民法院は、次の各号に掲げる事件については、合議体を構成して開廷し、審理しなければならない。

- 一 被告人、自訴人及び法定代理人が第一審で認定された事実、証拠に異議を申立て、犯罪の認定及び刑の量定に影響を及ぼすおそれのある抗告事件。
- 二 被告人が死刑の判決を言い渡された抗告事件。
- 三 人民検察院が抗訴した事件。
- 四 その他開廷して審理すべき事件。

2 第二審の人民法院は、開廷せずに審理することを決定した場合には、被告人に質問し、その他の当事者、弁護人、訴訟代理人の意見を聴取しなければならない。

3 第二審の人民法院は、抗告又は抗訴の事件について、事件の発生地又は原審人民法院の所在地で開廷し、審理することができる。

第二百二十四条 人民検察院が抗訴を提出した事件又は第二審の人民法院が開廷して審理する公訴事件については、同級の人民検察院は、担当者を選任・派遣して法廷に出席させなければならない。第二審の人民法院は、開廷後、速やかに人民検察院に事件記録を閲覧し審査するよう通知しなければならない。人民検察院は、一月以内に閲覧・審査

を終了させなければならない。人民検察院による事件記録の閲覧・審査期間は審理の期間に算入しない。

第二百二十五条 第二審の人民法院は、第一審の判決を不服とする抗告又は抗訴事件について、審理を経た後、次の各号に掲げる事由に従い、それぞれ処理しなければならない。

- 一 原判決の事実認定及び法律の適用が正しく、量刑が適当な場合には、抗告又は抗訴棄却の裁定を行い、原判決を維持しなければならない。
- 二 原判決の事実認定に誤りはないが、法律の適用に誤りがあるか、又は量刑が相当でない場合には、判決を改めなければならない。
- 三 原判決の事実が明らかでないか、又は証拠が不十分な場合、事実を調査し、明らかにした後、判決を改めることができる。また、原判決破棄の裁定を行い、原審の人民法院に差戻し、再審理させることもできる。

2 原審の人民法院が、前項第三号の規定により差戻され、再審理する事件について判決を下した後、被告人が抗告を提起するか又は人民検察院が抗訴を提起する場合には、第二審の人民法院は法により判決又は裁定を下さなければならない、原審の人民法院に差戻し、再審理させてはならない。

第二百二十六条 第二審の人民法院は、被告人又はその法定代理人、弁護人若しくは近親者が抗告した事件を裁判するに当たって、被告人の刑を重くしてはならない。第二審の人民法院が原審の人民法院に差戻し再審理する事件には、新たな犯罪事実があり、人民検察院が追起訴する場合を除き、原審の人民法院は、被告人の刑を重くしてはならない。

2 人民検察院が抗訴するか、又は自訴人が抗告した場合は、前項の規定による制限を受けない。

第二百二十七条 第二審の人民法院は、第一審の人民法院の審理が次の各号に掲げる法の定める訴訟手続違反の一つに該当する場合には、原判決を破棄し、原審の人民法院に差戻し、再審理させなければならない。

- 一 この法律の公判手続の規定に違反した場合。
- 二 忌避制度に違反した場合。
- 三 当事者の法の定める訴訟上の権利を剥奪し、又は制限したため、公正な裁判に影響するおそれのある場合。
- 四 裁判組織の構成が適法でない場合。
- 五 その他法律に定める訴訟手続に違反したため、公正な裁判に影響するおそれのある場合。

第二百二十八条 原審の人民法院は、差戻された再審理の事件については、別に合議体を構成して、第一審の手続に従って裁判しなければならない。再審理後の判決に対しては、第二百十六条、第二百七条、第二百八条の規定により抗告又は抗訴することが

できる。

第二百二十九条 第二審の人民法院は、第一審の裁定を不服とする抗告又は抗訴について、審査を経た後、第二百二十五条、第二百二十七条及び第二百二十八条の規定に照らして、それぞれの事由に基づいて裁定に対する抗告若しくは抗訴を棄却するか、又は原裁定を破棄若しくは変更しなければならない。

第二百三十条 第二審の人民法院が原審の人民法院に差戻し再審理する事件については、原審の人民法院は、差戻しの事件を受け取った日から、審理の期間を改めて起算する。

第二百三十一条 抗告又は抗訴の事件に関する第二審の人民法院の裁判手続については、本章に定める場合を除いて、第一審手続の規定を準用する。

第二百三十二条 第二審の人民法院は、抗告及び抗訴の事件を受理した後、二月以内に裁判を終了しなければならない。死刑の判決が言い渡される可能性のある事件又は附帯民事訴訟の事件で、第二百五十六条に定める事由の一つに該当する場合は、省、自治区又は直轄市高級人民法院の許可又は決定を経て、さらに二月の延長ができる。但し、特別な事情により延長の必要がある場合は、最高人民法院に報告し、許可を求める。

2 最高人民法院が受理する抗告及び抗訴事件の審理期間は、最高人民法院が決定する。

第二百三十三条 第二審の判決及び裁定、並びに最高人民法院の判決及び裁定は、いずれも終審の判決及び裁定となる。

第二百三十四条 公安機関、人民検察院及び人民法院は、封印、差押え、若しくは凍結とした被疑者又は被告人の財産、物品及びその利子について、調査のために適切に保管しなければならない。台帳を作成し、事件の書類とともに移送しなければならない。いかなる単位及び個人も、これを流用し、又は密かに処分してはならない。被害者の合法的な財産については、適時に返還しなければならない。禁制品又は長期に保存しえない物については、国家の関係規定によって処分しなければならない。

2 証拠として用いる物については、事件の書類とともに移送し、移送できない物については、台帳、写真又はその証明文書を事件の書類とともに移送しなければならない。

3 人民法院の言い渡した判決が効力を生じた後、関係機関は、判決に基づき、封印、差押え、凍結された財産、物品及び利子について処理する。封印、差押え、凍結された財産、物品及び利子については、法により被害者に返還するものを除いて、すべて国庫に納入する。

4 司法に関わる職員が、封印、差押え又は凍結されている財産、物品及び利子を横領し、流用し、又は密かに処分した場合については、法により刑事責任を追及する。犯罪とならない場合は、その者を処分する。

第四章 死刑再審手続

第二百三十五条 死刑は、最高人民法院が許可する。

第二百三十六条 中級人民法院が死刑の判決を下した第一審事件について、被告人が抗告しない場合は、高級人民法院が再審査した後、最高人民法院に報告して許可を得なければならない。高級人民法院が死刑判決に同意しない場合は、自ら裁判するか、又は差戻して再審理させることができる。

2 高級人民法院が第一審として死刑の判決を下し、被告人が抗告しない事件、及び第二審として死刑の判決を下した事件については、いずれも最高人民法院に報告して許可を得なければならない。

第二百三十七条 中級人民法院が二年の猶予期間付き死刑判決を下した事件については、高級人民法院がこれを許可する。

第二百三十八条 最高人民法院が死刑事件を再審査するとき、又は高級人民法院が猶予期間付き死刑事件を再審査するときは、裁判官三名で合議体を構成して行わなければならない。

第二百三十九条 最高人民法院が死刑事件を再審査するとき、死刑の許可又は不許可の裁定を下さなければならない。死刑の不許可とされた場合には、最高人民法院は差戻し、改めて裁判させるか、又は裁判を改めることができる。

第二百四十条 最高人民法院が死刑事件を再審査するとき、被告人に質問しなければならず、弁護士である弁護人が要請する場合は、弁護士である弁護人の意見を聴取しなければならない。

2 死刑事件の再審査の過程において、最高人民検察院は、最高人民法院に意見を提出することができる。最高人民法院は死刑の再審査結果を最高人民検察院に報告しなければならない。

第五章 裁判監督手続

第二百四十一条 当事者、法定代理人及び近親者は、すでに法的効力を生じている判決及び裁定について、人民法院又は人民検察院に上訴することができる。但し、これによって判決及び裁定の執行は停止されない。

第二百四十二条 当事者、法定代理人及び近親者の上訴が、次の各号に掲げる事由の一つに該当する場合には、人民法院は改めて裁判をしなければならない。

- 一 原判決又は裁定の認定した事実につき、確かな誤りを証明する新たな証拠があり、犯罪の認定及び刑の量定に影響を及ぼす可能性のある場合。
- 二 犯罪の認定又は量刑に用いた証拠が不確実若しくは不十分で、法により排除すべきか、又は事実を証明する主たる証拠相互間に矛盾のある場合。

- 三 原判決又は裁定に法律適用の誤りがある場合。
- 四 法律が規定する訴訟手続きに違反し、公正な裁判に影響を及ぼす可能性のある場合。
- 五 裁判官が当該事件を審理するに当たって、職を汚して賄賂を受け取り、私情にとられて法律を悪用し、又は法を曲げて不正な裁判をした行為がある場合。

第二百四十三条 各級人民法院院長は、すでに法的効力を生じている当該法院の判決又は裁定について、事実認定又は法律適用に関する確かな誤りが判明した場合には、裁判委員会に提出して処理させなければならない。

2 最高人民法院は、すでに法的効力を生じている各級人民法院の判決又は裁定について、上級の人民法院は、すでに法的効力を生じている下級の人民法院の判決又は裁定について、確かな誤りが判明した場合には、自ら裁判するか、又は下級の人民法院に再審を命ずる権限を有する。

3 最高人民検察院は、すでに法的効力を生じている各級人民法院の判決又は裁定について、上級の人民検察院は、すでに法的効力を生じている下級の人民法院の判決又は裁定について、確かな誤りが判明した場合には、裁判監督手續に基づいて同級の人民法院に抗訴を提出する権限を有する。

4 人民検察院が抗訴した事件について、抗訴を受理した人民法院は、合議体を構成して改めて審理しなければならないが、原判決の事実が明らかでないか又は証拠が不十分である場合には、下級の人民法院に再審を命ずることができる。

第二百四十四条 上級の人民法院は、下級の人民法院に再審を命じるとき、原審の人民法院以外の下級の人民法院に審理させるよう命じなければならない。原審の人民法院による審理が最も適切である場合には、原審の人民法院に再審を命じることができる。

第二百四十五条 人民法院が裁判監督手續に基づいて改めて裁判する事件については、原審の人民法院が審理する場合、別に合議体を構成して行わなければならない。第一審事件であったものは、第一審手續に従って裁判を行わなければならないが、その判決又は裁定については、抗告又は抗訴することができる。第二審事件であったか、又は上級の人民法院が自ら裁判した事件は、第二審手續に従って裁判を行わなければならないが、その判決及び裁定は、終審の判決及び裁定である。

2 人民法院が開廷して審理する再審の事件については、同級の人民検察院は、担当者を選任・派遣し、法廷に出席させなければならない。

第二百四十六条 人民法院が再審を決定する事件で、被告人に対する強制措置を講じる必要がある場合には、人民法院は、法により決定する。人民検察院が抗訴を提起した再審の事件で、被告人に対する強制措置を講じる必要がある場合には、人民検察院は法により決定する。

2 人民法院は裁判監督手續に基づいて裁判する事件については、原判決、裁定の執行

の中止を決定することができる。

第二百四十七条 人民法院が裁判監督手続に基づいて改めて審理する事件については、自ら裁判、再審を決定した日から三月以内に裁判を終結しなければならない、期間を延長する必要のある場合にも、六月を超えてはならない。

2 抗訴を受けた人民法院が裁判監督手続で審理する抗訴事件について、その審理期間は、前項の規定による。下級の人民法院に再審を命ずる必要のある場合は、抗訴を受理した日から一月以内に決定を行わなければならない、下級の人民法院による事件の審理期間は前項の規定による。

第四編 執行

第二百四十八条 判決及び裁定は、法的効力が生じた後、これを執行する。

2 次の各号に掲げる判決及び裁定は、法的効力が生じた判決及び裁定である。

- 一 抗告又は抗訴の法の定める期間がすでに徒過した判決及び裁定。
- 二 終審の判決及び裁定。
- 三 最高人民法院が許可した死刑判決及び高級人民法院が許可した二年の猶予期間付き死刑判決。

第二百四十九条 第一審の人民法院が被告人に無罪又は刑事処分免除の判決を下した場合には、被告人が拘禁中のときは、判決宣告後直ちに釈放しなければならない。

第二百五十条 最高人民法院が即時執行の死刑判決を下し、又は許可した場合は、最高人民法院院長は、死刑執行の命令に署名し発付しなければならない。

2 二年の猶予期間付き死刑判決を受けた犯人については、死刑猶予期間中故意の犯罪を犯さない限り、猶予期間が満了したときは、執行機関が減刑の意見書を提出して、高級人民法院に報告し、裁定を受ける。故意の犯罪を犯した場合は、調査により確認し、死刑を執行しなければならないときは、高級人民法院が最高人民法院に報告し、その許可を得なければならない。

第二百五十一条 下級の人民法院は、最高人民法院の死刑執行命令を受けてから、七日以内に執行しなければならない。但し、次の各号に掲げる事由の一つに該当することが判明した場合は、執行を停止するとともに、直ちに最高人民法院に報告し、最高人民法院が裁定を下さなければならない。

- 一 執行前に判決に誤りのある可能性が判明した場合。
- 二 犯人が執行前に重大な犯罪事実を摘発し、又はその他の重大な功績を立てる行動があり、改めて判決を下す必要のある場合。
- 三 犯人が懐胎中の場合。

2 前項第一号及び第二号の執行停止事由が消滅した後は、最高人民法院に報告し、死刑執行命令が改めて署名のうえ発付されなければ執行することはできない。前項第三号の事由により執行を停止した場合は、最高人民法院に報告して、法により原判決を改めなければならない。

第二百五十二条 人民法院は、死刑の執行をする前に、同級の人民検察院に通知して担当者を立ち合わせ、監督させなければならない。

2 死刑は、銃殺又は注射等の方法により執行する。

3 死刑は、刑場又は指定する拘禁場内で執行する。

4 執行を指揮する裁判官は、犯人に対して人違いでないことを確かめ、遺言又は信書があるかどうかを質問した後、執行員に引き渡して死刑を執行しなければならない。執行前に、誤りのある可能性を発見した場合は、一時的な執行を停止し、最高人民法院の裁定を求めなければならない。

5 死刑の執行は、公示しなければならないが、公開してはならない。

6 死刑の執行後、立ち会った書記員は、記録を作成しなければならない。執行を言い渡した人民法院は、死刑の執行状況を最高人民法院に報告しなければならない。

7 死刑の執行後、執行を言い渡した人民法院は、犯人の家族に通知しなければならない。

第二百五十三条 犯人を刑罰に処するに当たって、執行を言い渡した人民法院は、判決の効力が発生した後十日以内に関係する法律文書を公安機関、刑務所又はその他の執行機関に送達しなければならない。

2 二年の猶予期間付き死刑、無期懲役又は有期懲役を科せられた犯人については、公安機関が法に基づいて刑務所に移送して、刑罰を執行する。有期懲役を科せられた犯人について、移送前に残された刑期が三月以下の場合は、代わりに留置場で執行する。拘留を科せられた犯人については、公安機関が執行する。

3 少年犯については、少年犯矯正所で刑罰を執行する。

4 執行機関は、速やかに犯人を収容するとともに、犯人の家族に通知しなければならない。

5 有期懲役又は拘留を科せられた犯人について執行期間が満了したときは、執行機関は、釈放証明書を発行しなければならない。

第二百五十四条 有期懲役又は拘留に処せられた犯人が、次の各号に掲げる事由の一つに該当する場合は、一時的な刑務所外で服役することができる。

- 一 重病であり刑務所外で医師にかかる必要のある者。
 - 二 懐胎しているか又は自分の子に授乳中の女子。
 - 三 生活上の自立ができず、一時的な刑務所外での執行を適用し、且つ社会に危険を及ぼしえない者。
- 2 無期懲役を科せられた犯人が前項の第二号に規定する事由に該当する場合は、一時的な刑務所外で服役することができる。
- 3 刑務所外で医師にかかれば社会に危険を及ぼすおそれのある犯人又は自己を傷害するおそれのある犯人については、刑務所外で医師にかかることはできない。
- 4 犯人が確かに重大な病気にかかっており、刑務所外で医師にかからなければならない場合については、省級の人民政府の指定する医院が証明文書を発行する。
- 5 執行に付する前における一時的な刑務所外での服役については、執行に付する人民法院が決定する。執行に付した後で一時的な刑務所外での服役については、刑務所又は留置場は、書面による意見を提出し、省級以上の監獄管理機関又は区制が敷かれている市級以上の公安機関に報告して許可を得なければならない。

第二百五十五条 刑務所又は留置場は、一時的な刑務所外での服役に関する書面による意見を提出する場合には、意見書の写しを人民検察院に送付しなければならない。人民検察院は決定又は許可を下した機関に意見書を提出することができる。

第二百五十六条 一時的な刑務所外で服役することを決定又は許可した機関は、その決定謄本を人民検察院に送付しなければならない。人民検察院は、一時的な刑務所外で服役することが不当であると認めた場合は、送付された通知を受け取った日から一月以内に意見書を一時的な刑務所外での執行を決定又は許可した機関に送付しなければならない。一時的な刑務所外で服役することを決定又は許可した機関は、人民検察院の意見書を受け取った後、速やかに当該決定を再審査しなければならない。

第二百五十七条 一時的に刑務所外で服役する犯人が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、速やかに刑務所に収容しなければならない。

- 一 一時的な刑務所外での服役の要件に合致しないことが判明したとき。
 - 二 一時的な刑務所外での服役に関する監督・管理規定に著しく違反したとき。
 - 三 一時的な刑務所外での服役の事由が消滅した後、犯人の刑期が満了していないとき。
- 2 人民法院が一時的な刑務所外での服役を決定した犯人について、刑務所に収容しなければならない状況があった場合、人民法院は、決定を下し、関係の法律文書を公安機関、刑務所又はその他の執行機関に送達する。
- 3 刑務所外での服役要件に合致していない犯人が賄賂等不法な手段によって一時的な刑務所外での服役を受けた場合は、刑務所外での執行期間は執行の刑期に算入しない。

犯人が一時的な刑務所外での執行期間に逃亡した場合、逃亡期間は執行の刑期に算入しない。

4 犯人が一時的な刑務所外での執行の期間中に死亡した場合は、執行機関は、速やかに刑務所又は留置場に通知しなければならない。

第二百五十八条 管制を科せられ、又は執行猶予付き懲役若しくは仮釈放、一時的な刑務所外での服役が宣告された犯人については、法により当該者の所在するコミュニティが矯正し、コミュニティ矯正機関が執行の責任を負う。

第二百五十九条 政治的権利の剥奪を科せられた犯人については、公安機関が執行する。執行期間が満了したときは、執行機関は本人及び当該者の所属する単位、居住地の基層単位に通知しなければならない。

第二百六十条 罰金を科せられた犯人が、期限を徒過しても納付しないときは、人民法院は強制的に納付させなければならない。不可抗力の災害のため納付が著しく困難である場合には、減額又は免除の裁定をすることができる。

第二百六十一条 財産没収の判決は、付加刑であると主刑であるとかかわらず、すべて人民法院が執行する。必要なときは、公安機関とともに執行することができる。

第二百六十二条 犯人が服役期間中にさらに罪を犯した場合、又は判決時に判明していなかった犯行が発覚した場合は、執行機関は人民検察院に移送して処理する。

2 管制、拘留、有期懲役又は無期懲役を科せられた犯人が、執行期間中に明らかに懺悔するか、又は功績を立て、法により減刑又は仮釈放しなければならないときは、執行機関は意見書を提出して人民法院に報告し、裁定の審議を求め、意見書の写しを人民検察院に送付する。人民検察院は人民法院に意見書を提出することができる。

第二百六十三条 人民検察院は、人民法院による減刑又は仮釈放の裁定が不当であると認めるときは、裁定書の謄本を受け取った日から二十日以内に人民法院に訂正の意見を書面で提出しなければならない。人民法院は、訂正の意見書を受理した後一月以内に改めて合議体を構成して審理し、最終の裁定を行わなければならない。

第二百六十四条 刑務所その他の執行機関は、刑の執行中に判決に誤りがあったと認めるか、又は犯人が上訴した場合は、人民検察院又は判決を下した人民法院に移送して処理を求めなければならない。

第二百六十五条 人民検察院は、執行機関による刑の執行活動が合法的であるか否かについて監督する。不法な状況のあることが判明した場合には、執行機関に通知して是正させなければならない。

第五編 特別手続

第一章 未成年者の刑事事件訴訟手続

第二百六十六条 罪を犯した未成年者に対しては、教育、感化、救済の方針を実行し、教育を主とし、懲罰を補助手段とする原則を堅持する。

2 人民法院、人民検察院及び公安機関が未成年者の刑事事件を処理するときは、未成年者がその訴訟上の権利を行使することを保障し、未成年者が法的援助を得ることを保障しなければならない。また未成年者の心身の特徴を熟知した裁判官、検察官、捜査官にこれを担当させなければならない。

第二百六十七条 未成年の被疑者又は被告人が弁護人を依頼していない場合には、人民法院、人民検察院、公安機関は法的援助機関に対し、弁護士を選任・派遣しその弁護に当たらせるよう通知しなければならない。

第二百六十八条 公安機関、人民検察院、人民法院が未成年者の刑事事件を処理するときは、状況に応じて未成年の被疑者、被告人の成長過程、犯罪理由、監護教育等の状況に対し調査を行うことができる。

第二百六十九条 未成年の被疑者又は被告人に対しては、逮捕措置の適用を厳しく制限しなければならない。人民検察院が逮捕を審査許可し人民法院が逮捕を決定した場合は、未成年の被疑者又は被告人に質問し、弁護士である弁護人の意見を聴取しなければならない。

2 勾留、逮捕又は刑の執行を受けている未成年者及び成年者に対しては、別々に拘禁、管理、教育を行わなければならない。

第二百七十条 未成年者の刑事事件について、取り調べ及び裁判を行うときは、未成年の被疑者又は被告人の法定代理人に通知し、これに立ち合わせなければならない。通知するすべがないか、法定代理人を立ち合わせることができないか又は法定代理人が共犯である場合、未成年の被疑者又は被告人の他の成年親族、所属する学校、単位、居住地の基層組織又は未成年者保護組織の代表等に通知し、立ち合わせてもよい。その場合は、関連状況を書類に記録する。立ち会った法定代理人は、未成年の被疑者又は被告人に代わってその訴訟上の権利を行使することができる。

2 立ち会った法定代理人又はその他の者が、事件担当者が取り調べ又は裁判中に未成年者の合法的権益を侵犯したと認めた場合には、意見を述べることができる。取り調べ記録及び法廷記録は、立ち会った法定代理人又はその他の者に交付して閲覧させるか又は当該者に読み聞かせなければならない。

3 女子の未成年の被疑者に対する取り調べは、女子職員が立ち会わなければならない。

4 未成年者の刑事事件を裁判するときは、未成年被告人が最終陳述を行った後、当該者の法定代理人が補充陳述を行うことができる。

5 未成年の被害者又は証人に尋問するときは、第一項、第二項、第三項の規定を適用す

る。

第二百七十一条 未成年者に刑法分則第四章、第五章、第六章に定める犯罪の疑いがあり、有期懲役一年以下の刑に処されるおそれがあり、訴えの提起要件を適しているものの、反省の様子が見られた場合には、人民検察院は、条件付き不起訴の決定を下すことができる。人民検察院は、条件付き不起訴の決定を下す前、公安機関及び被害者の意見を聴取しなければならない。

2 条件付き不起訴決定に対し、公安機関が再議及び再審を請求した場合又は被害者が上訴した場合は、第一百七十五条、第一百七十六条の規定を適用する。

3 未成年の被疑者及びその法定代理人が人民検察院による条件付き不起訴の決定に異議を申し立てる場合には、人民検察院は、訴えの提起の決定を下さなければならない。

第二百七十二條 条件付き不起訴の検証期間中は、人民検察院が条件付き不起訴になった未成年の被疑者に対し監督並びに考察を行う。未成年の被疑者の後見人は、未成年の被疑者に対する管理並びに教育を強化し、人民検察院の監督並びに考察に協力しなければならない。

2 条件付き不起訴の検証期間は六月以上一年以下で、人民検察院が条件付き不起訴の決定を下した日から起算する。

3 条件付き不起訴になった未成年の被疑者は、次の各号に掲げる規定を遵守しなければならない。

- 一 法律法規を遵守し、監督に従う。
- 二 考察機関の規定に基づき自己の活動状況を報告する。
- 三 居住する市及び県を離れているか又は転居する場合は、考察機関に報告し許可を得なければならない。
- 四 考察機関の定めに基づき矯正及び教育を受ける。

第二百七十三条 条件付き不起訴になった未成年の被疑者が、検証期間中に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民検察院は条件付き不起訴の決定を撤回し、公訴を行わなければならない。

- 一 新たに犯罪を犯したか又は条件付き不起訴の決定を下す前に追訴の必要な他の犯罪があったことが発覚した場合。
- 二 治安管理规定又は考察機関の条件付き不起訴に関する監督管理規定に違反し、情状が重い場合。

2 条件付き不起訴になった未成年の被疑者が、検証期間中に上記に該当する事由がなく検証期間が満了した場合には、人民検察院は、不起訴の決定を下さなければならない。

第二百七十四条 裁判の際、被告人が満十八歳に達していない事件は、公開審理を行わ

ない。但し、未成年被告人及びその法定代理人の同意を得たときは、未成年被告人の所属する学校及び未成年者保護組織は代表を派遣して立ち合わせることができる。

第二百七十五条 罪を犯した際、満十八歳に達しておらず、有期懲役五年以下の刑に処された場合には、犯罪関連記録は封をして保存しなければならない。

2 封をして保存された犯罪記録は、いかなる単位及び個人にも提供してはならないが、司法機関が事件処理上必要とする場合又は関連単位が国家规定に基づき問い合わせた場合は、これを除外する。法により問い合わせを行う単位は、封をして保存された犯罪記録の内容について機密を保持しなければならない。

第二百七十六条 未成年者の刑事事件を処理するときは、この章に規定がある場合を除き、この法律の他の規定に基づく。

第二章 当事者が和解した公訴事件の訴訟手続

第二百七十七条 次の各号に掲げる公訴事件について、被疑者又は被告人が心から罪を反省し、被害者への損害賠償や謝罪等を通じて被害者の許しを得、被害者自らも和解を望む場合、当事者双方は和解をすることができる。

- 一 民間のもめごとに端を発する、刑法分則第四章及び第五章に規定する犯罪事件の疑いがあり、有期懲役三年以下の刑に処されるおそれのある場合。
- 二 汚職犯罪以外の有期懲役七年以下の刑に処されるおそれのある過失犯罪事件。

2 被疑者又は被告人が五年以内に故意の犯罪歴を有する場合は、この章に定める手続を適用しない。

第二百七十八条 当事者双方が和解した場合、公安機関、人民検察院、人民法院は、当事者その他の関係者の意見を聴取し、和解の自主性及び適法性に対し審査を行うとともに、和解合意書の作成を主宰しなければならない。

第二百七十九条 和解合意に達した事件について、公安機関は、人民検察院に寛大処理の建議を提出することができる。人民検察院は、人民法院に寛大処罰の建議を提出することができる。犯罪の情状が軽微で、刑罰に処する必要のない場合は、不起訴の決定を下すことができる。人民法院は法により被告人に対し寛大処罰をすることができる。

第三章 被疑者又は被告人の逃亡及び死亡事件における当該者の不法な所得の没収手続

第二百八十条 汚職収賄犯罪、テロ犯罪等の重大な犯罪事件について、被疑者又は被告人が逃亡し、指名手配から一年後も出廷させられないか又は被疑者又は被告人が死亡し、刑法の規定によりその不法な所得その他の事件に関わりのある財産を追徴する必要がある場合には、人民検察院は、人民法院に対し不法な所得を没収する要請を提出することができる。

2 公安機関が前項の規定に該当すると認められた場合は、不法な所得の没収意見書を作成し、人民検察院に移送しなければならない。

3 不法な所得の没収要請は、犯罪の事実及び不法な所得に関する証拠資料を提供し、財産の種類、数、所在地及び封印、差押え、凍結の状況について明示しなければならない。

4 人民法院は必要に応じて、没収が申し立てられた財産を封印、差押え、凍結することができる。

第二百八十一条 不法な所得の没収要請については、犯罪地又は、被疑者若しくは被告人の居住地の中級人民法院が合議体を構成して審理する。

2 人民法院は、不法な所得の没収要請を受理した後、公告を発しなければならない。公告期間は六月とする。被疑者又は被告人の近親者その他の利害関係者は訴訟参加を申し立てる権利を有し、訴訟代理人に依頼して訴訟に参加することもできる。

3 人民法院は公告期間満了後、不法な所得の没収要請を審理する。利害関係者が訴訟に参加している場合には、人民法院は、開廷して審理を行われなければならない。

第二百八十二条 人民法院は審理を経て、調査して不法な所得その他の事件に関わりのある財産であることが明らかにされた場合、法により被害者にこれを返還する他、没収裁定を下さなければならない。追徴すべき財産でない場合は、棄却裁定を下し、封印、差押え、凍結措置を解除しなければならない。

2 人民法院が前項の規定に基づき下した裁定に対し、被疑者若しくは被告人の近親者その他の利害関係者又は人民検察院は、抗告又は抗訴を行うことができる。

第二百八十三条 審理の過程において、逃亡中の被疑者又は被告人が自首したか又は身柄確保されたときは、人民法院は、審理を終了させなければならない。

2 被疑者又は被告人の財産の没収に明らかに誤りが認められた場合は、これを返還又は賠償しなければならない。

第四章 刑事責任がない精神上の障害を持つ者に対する法により強制的医療手続

第二百八十四条 暴力行為や、公共安全を脅かす行為又は公民の安全を著しく害する行為をし、法の定める手続を経て法により刑事責任能力がないと鑑定された精神上の障害を持つ者で、引続き社会に危害を加えるおそれがある場合は、強制的医療を執行することができる。

第二百八十五条 この章の規定に基づき精神上の障害を持つ者に強制的医療を執行する場合は、人民法院がこれを決定する。

2 公安機関が精神上の障害を持つ者に強制的医療要件に合致する状況があることを発

見した場合、強制医療意見書を作成し、人民検察院に移送しなければならない。公安機関が移送したか又は審査及び訴えの提起の過程で精神上の障害を持つ者に強制的医療要件に合致する状況があることを発見した場合、人民検察院は、人民法院に強制的医療の申請を提出しなければならない。人民法院が事件の審理過程において被告人に強制的医療要件に合致する状況があることを発見した場合は、強制的医療を執行することを決定することができる。

2 暴力行為をした精神上の障害を持つ者に対し、人民法院が強制的医療の決定を下す前、公安機関は、一時的に保護的拘束措置を講じることができる。

第二百八十六条 人民法院は強制的医療の要請を受理した後、合議体を構成して審理を行わなければならない。

2 人民法院は、強制的医療事件を審理するとき、被要請者又は被告人の法定代理人に通知し、立ち合わせなければならない。被申請者又は被告人が訴訟代理人を依頼していない場合には、人民法院は、法的援助機関に対し、弁護士を選任・派遣し法的援助を行うよう通知しなければならない。

第二百八十七条 人民法院は審理を経て、被申請者又は被告人で強制的医療要件に合致する状況がある者に対し、一月以内に強制的医療の決定を下さなければならない。

2 強制的医療の決定を下された者、被害者及びその法定代理人、近親者が強制的医療の決定に不服である場合は、直近上級の人民法院に再議を申し立てることができる。

第二百八十八条 強制的医療機関は、強制的医療を執行される者に対し、定期的に診断評価を行わなければならない。既に人身に対する危険性がなく、強制的医療を継続して執行する必要がない場合は、速やかに解除意見を提出し、強制的医療の決定を下した人民法院に報告しその許可を得なければならない。

2 強制的医療を執行された者及びその近親者は、強制的医療の解除を申し立てる権利を有する。

第二百八十九条 人民検察院は、強制的医療の決定及び執行の監督を行う。

附則

第二百九十条 軍隊の秩序維持部門は軍隊の内部において発生した刑事事件について捜査権を行使する。

2 犯罪人が刑務所内で犯した犯罪事件については、刑務所が捜査する。

3 軍隊の秩序維持部門又は刑務所が刑事事件を処理するに当たっては、この法律の関連規定を適用する。